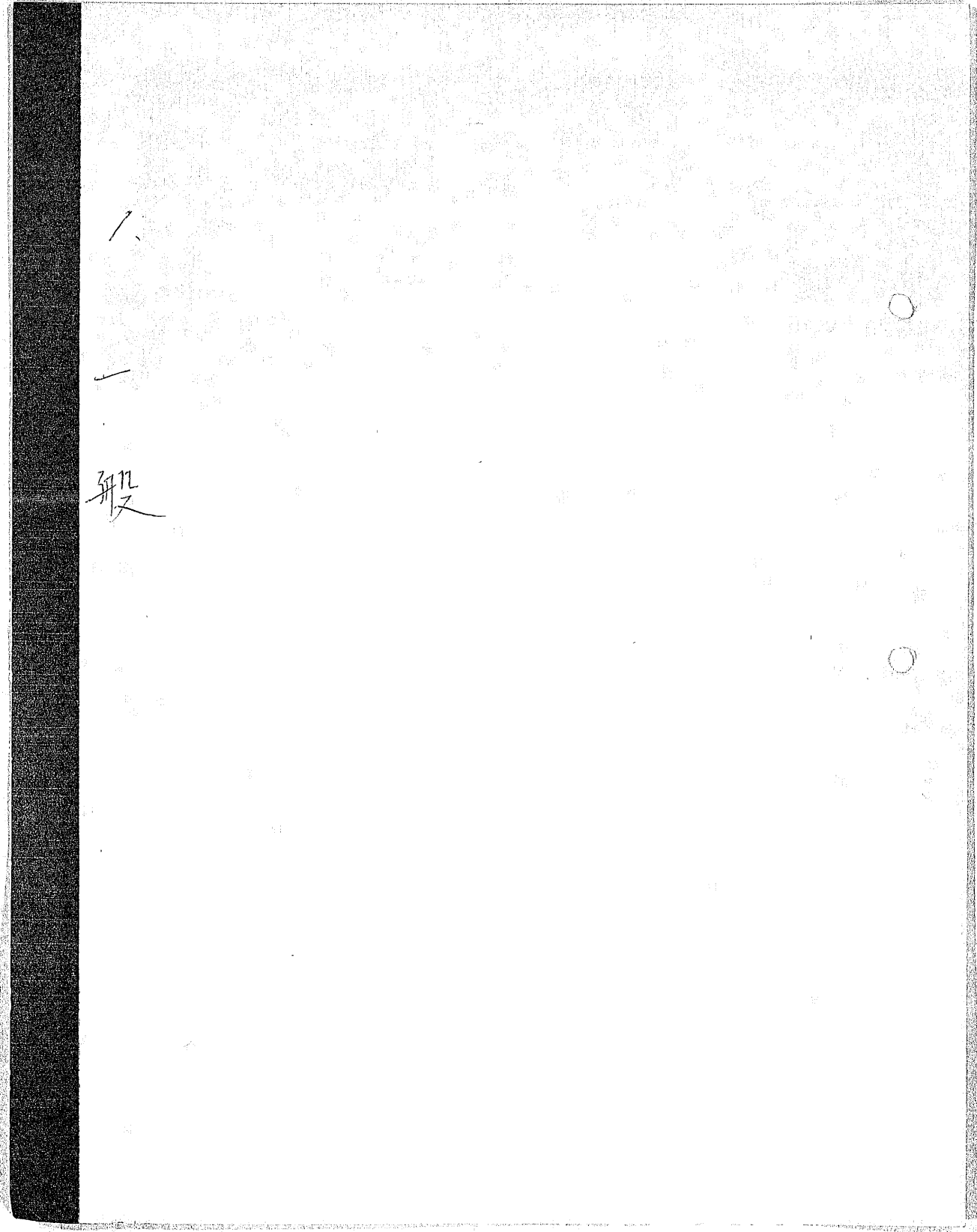


琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係地方自治
関係 (第一巻)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43879



✓

—

研文



地球誌

市田編 地方自治

市町村自治法 (一九五三・一一一) 立法第一号

改正一九五三・立法四九

市田章 執行機関

市二款 補助機関

市一一三号

議会の不信任議決と市長の処置

議会の不信任議決と市長の処置

と市は直ちに議長からその旨を市町村長に通知

し下付の付する付し。この場合は知ると市町村長は

昭和三十一年
市町村自治法
市町村長選挙法

え、通知を受けた日から十日以内に議会を解散することか出来る。

二 議会は知ると市町村長の不信任の議決をした

場合ならぬ。前項の期間内に議会を解散した

時、又はその解散後初めて招集された議会は知

ると再び不信任の議決があり、議長から市町村

長に対し、その旨の通知があった時は、市町村長

は同項の期向かす過した日又は議長から通知
があつた日におよそその取を米う

よ前項二項の想定による不信任の議決にいつは
議員数の三分二以上の者が出席し才一項の場
合におよそその四分の三以上の者のよ前項の場合
におよそその過半数の者の同意となければ

定足数

第五十三條

議会は議員の定数の半数以上の議員が出席しなれば
會議を閉じることができな。但し第五十七條の規定による除外
のため半数に達しないときは同一の事件にこそ再度招集しても
その半数に達しないときは又は招集に依りても出席議員が
定数を欠き議長は出席を催告してもその半数
に達しなかつたときはこの限りでない

議会の瑕疵ある議決又は選挙に対する長の処置

第百十一條

議会に於ける条例の制定若しくは改廃又は才入才出予算に關する議決に對して異議があるときは市町村長はこの立法に特別の定めがあるものを除く外、その送付を遅れた日から十日以内に理由を示してこれを再議に付することをかゝる。

二 前項の規定による議会の議決が再議に付するに議決と同じ議決があるときは、その議決は確定する。

三 前項の規定による議会の議決に對しては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。

長の専決処分

第百十四條

議会が成立しなかつたとき第五十三條但書の場合におこなふ会議を閉じることの出来ないとき緊急な事件が議会を招集する暇がないとき又は議会に於いて議決又は決定すべき事件を議決又は決定しないときは、市町村長はその議決すべき事件又は決定すべき事件を処分することをかゝる。

之 前項の規定による処置に對しては、市町村長は次の会議におこなふべき議会に報告し、その承認を求めなければならぬ。

西平名の記録

神谷相子 十月十日 記録

岩井 二月

三浦隆雄 十月十日

加藤 十月十日

子

隆の合併記録

合併記録

合併協会の記録

合併協会の記録

13/12

11/12

10/12

10/12

田中首相下あての文書
柳井氏に送る文書

(アリ高第一課)

瀨長即前市長不信任に關する在米朝海大使宛電
電報要旨 (十一月二十八日接電)

十一月二十七日、國務省東北アリ高向長は在ワシントン大使館下田公使
に對し瀨長市長の不信任に至る事情の重大要旨の通り述べた。

記

一、本件はワシントンに於ても日中政府に對するワシントン大使に對し清外
にある新聞に瀨長市長の不信任も、瀨長市長は本年五月の市會選舉に
おる自派の敗北(革新派)に對し本年七月の市會選舉に於ては三分の

極致

外務省

二の定足数を要するに至りおるを以て市に自派議員を以て欠席

戦術に出せしめ、右定足数の成立を妨害せしむる今日の中心存在の

市長のありが、何分市會事會は反野黨(保守黨)に對せられおるが、市政

の円滑な運行は不可能となり、最近における財政も暴落し、一般市政

は麻痺状態に陥るに至つた。

二、本年十一月二十日市會事會における多数黨議員は、
瀨長市長の不信任に對し、

に對し連署したペティションを提出し、瀨長市長は市會の多数の不信任

外務省

の意思を抑圧し、市参事会^の集會の権利を無視し独裁方法による
 市政を麻痺状態に陥らしめんとし、この麻痺^痺状態は那覇市文相月
 の手による是の如き段階に立至つたにつき、^{高野}高野市務官^ににおよその
 有する琉球^ににおける最高の政治権利を行使し事態收拾のためフリーカント
 の措置に出ることを要請する旨訴え来たつた。石のペレコンは
 那覇市外の各都市の当局者にも此の如き共感をもつて支持された。
 高野市務官は事態の早急化を市民の多数の意思を代表する訴えこ

外務省

かんがひ、沖縄基本方針によつて高野市務官に與えられた権限を適法に
 行使し、市長不信任案の投票は第二回以後は最早や三分の二の
 定足数も三分の二の多数も要せず單純多数で決し得る如く規則を
 改訂し右改訂は去り二十四日衆議院聯盟二十五日新規則に基^き
 投票が行われた結果瀨長市長に対する不信任案は十六対十
 の多数で決定された。

四米側としては、那覇の市政は市政の自治により遂行せざるべきものと

外務省

あることをあり 従之高野井初食が17セラーと得たかうなことを極めて

遺憾とするものがあるが五月選挙以来過去半年の事態は悪化する

ばかりで最早やこのまの放置は得ざるもの認められ小なるが高野井初食

のこの結果は措置を止むを得ざるものとして承認した次第である

現地の運送のため通延し中級車以上の事情を日本側は通報する

一九五七年十一月二十五日

瀬長那覇市長選から退任迄の栄々

那覇日本政府南方連絡事務所

細長那覇市長選から退任迄の歩み

日 事 項

◎市長選挙前日の動き

一保守系は統一候補長を認め、仲井間宗一、仲本為美、泉正重等三人を挙げ、仲井間候補にしようべく努力を続けた。此の動きの中心は、当間行政主席及び市会議員保守系特に高良一氏を中心とする二日会であった。

二仲井間宗一氏は、経済的条件から、考慮すること、山依頼、小沢の訴訟問題の処理を、自分の内認める事、山優秀なる助役を任命することの三条件を提出。これに対し、保守系東京支部議員の間に異議を生じた。

三右より、当間主席を認め、保守系市会議員は上京中の平良辰雄氏、白羽の長と向け、平良氏は嘗ての政界引退当時と信念と変化等として、これを拒絶した。

四此の間に於て、仲本為美氏擁立の動き次第に活発化すると共に、地方市会二日会では、泉正重氏の擁立の動きを見せた。

五人民党は、総括一貫人民党書記長、理事長、亀次郎氏の出馬を決定、社大党に共斗方を申入れる。社大党では、党と一貫は、地方自治体の政治には、直接関係せず、同党那覇支部に一任することと決定。七社大党那覇支部は、人民党との共斗を約す。八民主党は、独自の候補者三推し、保守系統一候補の実施方を推進するものと決定。

二五六

保守系の分裂を避ける為、当間、仲井間、仲本泉の四者
会談統一候補の基本線には異議なく、如何水も自
己勢力の優勢を主張し、寧ろ保守分裂を促進した傾
向があった。然し、民政府の指示もあり、仲井間、仲本
両氏を一本化するこの工作は、当間主席、保守系評会議
員、財界人等によつて引き続き、後日迄行われ、
神純同胞に訴う「神純人の怒り」等の怪文書飛ぶ。
前者は瀬長亀次郎氏を漫画入りで誹謗、後者は石
版刷りの同種のものであった。

二五六

五候補届開始。
仲井間宗一、仲本為美、瀬長亀次郎三八万届出完了。
二五五 中盤戦に於ける三候補陣営の及算用
有権者総数 六〇、六一六

有権者総数 三三、五ノ上と、投票数 四三、〇〇〇票

内 仲井間宗一 二〇、〇〇〇

他 本為美 一八、〇〇〇

瀬 長 亀次郎 三〇、〇〇〇

二五五 投票 午前七時より午後六時迄

投票総数 四一、三三八

投票率 六八・三%

二五六 開票

瀬 長 亀次郎 一六、五三九

仲井間 宗一 一四、六四八

仲本 為美 九、八〇二

無効票 四〇九

◎ 須長竜次郎氏市長就任迄の動き

一三六、那覇市役所

市役所幹部は助役室に集合、進退問題について協議、個人別に意見を表明した者数数人。代理助役森野綱並水氏は市会議長の辞表提出、市役所職員新組書記長安里一郎は「新市長に対する態度は不変であり、市民への奉仕に当ると語った。

一三七、琉球政府

行政主席室に当間主席、身儀、長嶺五右衛門正副議長、神村副主席、仲宗根源和氏等が参集、選挙談話が交わされた。行政主席室に仲井間候補挨拶に訪向。

一三八、民政府

モーター副長官、ハリー首席民政官、デビス総領事等

が参集、開票場へ旅行大特別電報を二分置き、開票結果を聴取。須長候補出選確実となり、引き続き、午後五時迄協議。仲井間候補挨拶に訪向。

一三九、財界人

仲井間候補支持の財界人、国場幸太郎、富原幸保、船嶺一郎、宮城仁四郎、長嶺彦昌氏等、相五銀行会議室に当間主席を囲み懇談。

一四〇、泉、長嶺那覇市会正副議長は当間主席、ハリー首席民政官を次々訪問、敗戦の不始末を報告。

ハリー首席民政官は、モーター市会議員は市民の絶対的支持を得ているから一体となり、率に当小は何等憂う事とはない、明ら市政の実現に努力を以てと激励。

一四一、人民党を除く保赤系、五議員(三若穴席)は会合、反共

態度を鮮明にし、瀬長市政への非協力方針を決定。

二二八、那覇市役所では泉議長、嘉手納助役出席、全部課長命令、全部課長、港務所長、消防隊長、首里五小録支所長付夫々退任を決定、辞表を助役へ提出した。

乙、琉銀富原總裁は那覇市に対して

(一) 軍特別補助金を主として那覇市都市計画に対して

乙のこの支出保留。

(四) 経費済み、復金貸出しの支払保留。

ハ、那覇市の預金約一八〇万円の凍結。

等と声明、直ちに民政府に連絡、民政府はこれに諒しする旨を表明。

三、富原琉銀總裁が中心となり財界人、実業人に対して、瀬長新市長に対して非協力表明書（カ署名運動を促す）

× 琉球建設協会（会長 國場幸太郎）は瀬長新市長に対して非協力と人民党員並にこれに同調者を雇傭しない旨を声明。

ニ三九、財界人財瀬長新市長への非協力を声明。

ニ四〇、民主党那覇支部は瀬長市政と徹底的に対決すること

を決定。

ニ四一、小録地区反人民党同志会は瀬長市長就任に反対声明

ニ、金融協会は人民党女性部の同調者に対して一切の融資を拒絶すると共に、夫々等の雇傭を拒絶すると声明

三、琉球特産品協会、琉球酒造組合連合会、琉球木造船協会、琉球水産協会、沖縄漁業協同組合連合会、沖縄タクシー協会、農林協会、農業協同組合連合会、輸入商組合、オリエンタル煙草株式会社、具志堅醤油合名会社

昭南工業社、生和産業、西森製糖株式会社等々何れ
も議長新市長への非協力を声明。

一三、末島と大レムニツアー長官は嘉手網空港で記者団の
議長尾次郎氏を市長の椅子から除くことは考へていないか
の質問に対し、「彼は今後の行動によるが今のところ何とも
云へない、今今後の状況如何によつて決するだろ」と静観の
方針を示した。

一四、社大党は那覇市長問題について「自己否定に陥るな、
叔の擁護と氏主々義確立の爲、一部財界、実業界
市会議員及び市民の反響を求めむ旨の声明書を発表
市職員労組の要請に従ひ、一応出陣し、市会と共に議
長政策に対決すること」に決定。

一五、野党側三七議員は直ちに市長不信任案を提出すること
に決定。

一六、末島中のレムニツアー長官はモーター副長官、バーシー
首席市政官、当間行政主席、牛儀長、長嶺立法院正副
議長、大浜民主党総務会長、星民主党政務調査会長
泉、長嶺那覇市会正副議長、富原琉銀総裁、伊礼
肇氏等を招致、那覇市長問題について意見を交換した。が
軍側の態度としては合法的選挙による当選者の就任は
これを認める。議長市長の退任は住民自体の合法的手段
によつて為さるべきだとその態度を明らかにした。

一七、議長尾次郎氏に対し、当選証書の公付式が挙行さ
れ、末島として大鴻立法院議員（人民党）、向坂根那覇
地区教育長が出席、那覇市役所全部部長、人民党所属

三市会議員(野党側)をわけ欠席の参考会があった。
三市会議員(野党側)をわけ欠席の参考会があった。
三市会議員(野党側)をわけ欠席の参考会があった。
三市会議員(野党側)をわけ欠席の参考会があった。
三市会議員(野党側)をわけ欠席の参考会があった。
三市会議員(野党側)をわけ欠席の参考会があった。
三市会議員(野党側)をわけ欠席の参考会があった。
三市会議員(野党側)をわけ欠席の参考会があった。
三市会議員(野党側)をわけ欠席の参考会があった。
三市会議員(野党側)をわけ欠席の参考会があった。

一七、瀬長那覇市長は当内行政主席を訪問、那覇市長就任挨拶をかり、会談約二十五分。

一八、おとしく午儀立法院議長を訪問。

一九、モア、副長官がバーディー、首席民政官は瀬長市長の会見申込みに対し特別に会談すべきこととなり、電話で拒否。

一八、那覇市会野党側三七議員は新らしく那覇市政研究所ラフを結成、従来、那覇市会内にもあった三百分は此の組織に

発展的に解消した。

一、瀬長市長は市会議員有志と仲井真、喜久山、比嘉純玉那覇の四氏を招き、人民党新派、真栄田、宮城の三議員を加え市政に対する基本的態度について懇談した。その結果、沖縄の基地化には反対しない、従来、原水爆基地に反対したに過ぎない。

四、真和志市との対等合併は市長の政策であり、市議会を通じて市民的主的実現したい。(一)資金の凍結は金力を挙げて解決に当る。(二)区画整理事業は直ちに進める。(三)無条件減税は誤報である。税の賦課徴収の民主化を主張した。また、過ぎない。(四)本土政府の援助要請は考へていない。(五)大鴻立法院議員(人民党)の養日は別目的である等、仲井真、真栄田両議員による発表。

一六 瀬長市長は仲井真喜久山比嘉(福)大高、上岡等野

党議員、島袋、真栄田、宮成の年党議員を加ふ惣論

一七 三ノエパー副長官は当岡主席、神村副主席、宮良務務局

長、年儀五法院議長、長嶺同副議長、下里五法院議員

星、大浜、親里の民主党多役議員、吉元市町村長会長

等を招き、防共対策、邪羅市長問題の之協議して、後当岡

主席は記者団に対し、(共産主義)に対し、防共態勢を強固

トすべし、(土地問題)については共産主義に乗ずる間隙を

與えてはならぬ、(防共対策)は民自体の能勢を整え

るべき、(人民党)の非合法化については発表の時期ではない、

(瀬長市長問題)については、軍は直接タッチしない、(民間)

への処理を要望している、主席としては市会の意向を聴取

した上で対処する、と語った。

一八 市政研究クラブは定例会を同催、臨時議会関係要求を

決定、提案事項(瀬長市長公約)諸事項の履行(困難

となる)諸事業に対する市長の処理方針等を中心とする

こととす。

一九 市政研究クラブはギョリ又副民政官、サニキ大尉(首席

民政官)副官並み(当岡)主席を招き、瀬長市長に対する

対処法の之意見を交換した。

二〇 瀬長市長は記者団と会見、一月下旬か二月初旬に臨時

議会招集の用意ある旨を伝えた。

二一 瀬長市長は一月三十一日臨時議会を招集することとし

提案事項として(予算)の追加更正、(市政研究クラブ)の提案

事項等とあり、

二二 富原琉銀総裁の呼びかけで財界人、実業人と野党側等

市會議員との懇談会を開催。前者は富原琉銀総裁
国場幸太郎、竹内和二郎、食糧会社社長、仲村オ一相銀
頭取、宮城大東社長、嘉敷、琉球生命社長等約五十名
が出席した。席上、小等の一人から、瀬長市長並びに人民党
勢力の封じ込めの為、一致団結が要望された。

一三三 瀬長市長は富原琉銀総裁に対して、市預金の中三ノ五
が凍結になった理由、(一)氏政府特別補助金の全面的停止
の理由、(二)抗銀復金部の借入小打切りの理由等について
会見による実状聴取を申し入れた。

一三三 瀬長市長は行政府に当回事務を訪問、抗銀の市預金
凍結、軍特別補助金並びに市債打切り、解除等について
主席の盡力方を要請すると共に、バーニール首席民政官への
会見幹旋子を申し入れた。

三三四 市政統廃クラフは、来るべき定例議会まで市長不信任案を提出
すべく協議した。便敷兩派間の意見の一致を見ず、以て終りク
ラフ解散論も出た。

三三五 翁長真和志市長、森田同市會議長は瀬長市長を訪問
那覇、真和志両市の早期合併を以て申し入れた。

三三六 瀬長市長不信任案提出に署名請みの当回事會議員
十八名は、不信任案提出の手続きを見合おせた。これは不信任
案成立に充分な成算が立たない為であり、今後賛成
者抱き込み、工作を続けることとした。

三三九 本日の本会議に当回事議員を中核として十八名による
市長不信任案の提出が予定されてきたが、当回事務の意向
並に資金凍結は漸次解除されつつありとの市長の説明が
あり、更に不信任案提出反対派との意見調整の必要からして

会期を延長し、工作を続けようとした。

四二 瀬長市長不信任派は不信任案に代わる市長への辞職勧告案の提出を本日の本会議に準備した。慎重派は七名の同調を得ず、小沢議長は同会を介して国会を以て宣言不信任案及び辞職勧告案何れも陽の目を見ずに終わった。

四三 市長から改めて行政主席宛提出中の都市計画に伴う公有水面(奥武山漫湖)の埋立申請に對して従来より都市計画は按討の要ありとして、負担に於て変更するべし旨を知らされ、いさかしの変更計画によって改めて埋立申請を処理すべきとの回答が主席からなされた。

四四 右に對し、瀬長市長は従来より都市計画の基本に對して異議がない。従来より計画は旧那覇市に偏重して、過去の都市事業費九億円の大部分が軍道路に注がれ

てゐる。(一)軍特別補助金八千七百餘万円の内付き支出は好ましくない。(二)総合運動場は許可あり、次ぎ何時でも着手できるとの旨を送った。

四五 瀬長市長は都市計画工事の一部は十三日から始める。軍補助金並に起債による工事は依然として見込みが立たないが自己資金によつて施行の予定だと語った。

四六 四月十日、瀬長市長が当間主席に送った回答に對して、安里工務交通局長は(一)都市計画が灰塵に帰した旧那覇市に偏重するのは当然だ。(二)多数派の五退きを必要とする地域への都市計画強行には種々の困難が伴う。(三)新する都市計画の一部再開は溝ノ路の修理清掃屋敷のことで都市計画とは異なる。従つて維持費で行うべきものである。(四)停止中の都市計画は瀬長市長の力で実現すべきである。

の軍補助金八千七百万円で都計は施行されずが軍事
優先を批難すれば停止は当然だ。山軍軍優先の失言
を取消せば補助金を停止は解消されるであろう。が新都
市計画が届けられず再検討すると言った。
四二二 瀬長市長は琉政警察局出入管理部に本土渡航の
申請書を提出した。

ふ モーリー副長官は国会中の立法院にメッセーを送り、
オ一項に国際共産主義者を排斥する防衛前哨線であり
中国大陸から近距離にある琉球は共産主義者の内部的
破壊活動から守らねばならぬ。共産主義運動の一部を形成
しその運動を援助する個人や団体の活動を定義し適当
に制限する立法が早急に採択されねばならぬと強張した。
三 右に科す民主党親里幹事長は防共法は党の政策と

くらみ合わせ、検討し、メッセーを添うよう努めた。
防共法については前日星野案もあつたが党としては決定
的なものに付なつていないと言った。

又 無所属下里議員は立法勸告は施政権者として当然
云うべきことと云つた。過ぎない。自由主義陣営の前線で
ある限り防共法は誰でも考へることだろう。立法するか
何うかについては何とも云ふまい。只情に注目を引くことは従来
単なる暗示程度にとどまらぬ。防共法の制定を具体的
に布告メッセーの昌頭に刺さるり打出したことだ。
今 当間主席は防共法については既に諮務局で立案準備
を進めていと言ひ、立法要請の意志のあることを表明し
立法院の発議によるか或は立法要請となるかの見通しは
今の処何とも云ふまいと言った。

四三。 瀬長市長は上原土木課長外六名を伴い、当間主席を訪問し、
天が会云す、神村副主席と会見、那覇市上水道第一号
次水源地拡張計画に対する補助申請について早期実現
方を要請更に久茂地川の浚渫問題について懇談した。

六三。 那覇市会は本会議で瀬長市長不信任案を二面対六で可決
昨年未瀬長亀次郎の当選以来、市長への非協力の線
を打出し、反当局派三十七名は三月の定例議会でも不信任
案の提出を企図したが二日会議員八名中五議員が
慎重な態度を採り、不信任案成立の過半数の期待がなす
延引して来た。遂に二日会議員中五名が不信任案に
踏み切り、その成立を見うけ至る。不信任案成立の五名は
とがた。たの二日会の仲井間元階議員であり、此処に
至る迄は財界人とも充分なる連絡がとられ、又至るが

ゆきかけもあつた。

六二。 瀬長市長は市会解散を宣告した。

六四。 那覇市会議員特別選挙を前に西銘順次、安座間
磨志、崎間敏勝の間に市政再建同盟結成の動き
を見せた。目的は瀬長市長の退陣を實現し、市政を
混乱から再建する上。

七三。 那覇市政再建同盟結成される。

西銘順次、如念志太郎、崎間敏勝、新崎興彦、安座
間磨志等が中心となり、外に市長不信任案に賛成し、三
回系二日会旧市会議員等保守系及び不信任案に賛成
する新人により、結成された。
再建同盟の当面する問題は市議選候補者を推薦調整
し、三名に限り二十五名獲得を目標とすること。

中五派と見做さしつ本為美系議員の抱き込み工作
等であつた。

2 人民党は六名立候補(現議員三名を含む)全員当選
を目標。

3 社大党那覇支部は候補者を三名とし最底二名を確保
す。

4 人民党は社大党那覇支部は今回市議選に對する
態勢として同調者を結集し民主主義擁護連絡協議会
(民連)を結成した。

5 6 社大党中央執行委員会は地不自治体の政治に介入しない
との基本態度を決定。

7 社大黨員知念忠太郎、崎岡敏勝両氏は脱党。

8 本日から各地区で市民集會を開催。

76 小祿地区では一帯に對し軍は立入り禁止を宣告。

77 瀬長市長は就任以来今日迄に都課長の大幅な人事異
動を行ひ、その都課長支所長の中十三名を任免した。

78 瀬長市長は前那覇市長(当時行政主席)時代に行つた
小糸園場幸太郎氏との市有地の売買契約を神繩スボ
ーセンター株式会社(社長具志頭得助)との市有地
売買契約を解約。

79 那覇市消防団は登川隊長の懲戒免取を不当として
市内で元の後、全員総辞職。

80 小祿地区の民俗営業者、タクシー代表者は瀬長市長を訪問し
小祿での市民集會を中止して欲しいと申し入れた。

81 瀬長市長は記者団に来るべき市議選案にけ信任派を
結集統一戦線を張り、過半数獲得により瀬長体制を固め

ると語った。

七一七 民主党は総務会を同催那覇市議選挙で反頼長派を補を挙党一致で推す方針を決定、党本部は選挙対策委員会を設けることとした。委員長新里銀三、副委員長儀内文彰、委員には所属立法院議員を充てた。

七一三 民主党は市議五候補の久高友敏氏を党則に反する行動言辭ありとして除名(久高氏は頼長市長信任をスローガンとして立候補した)

八四 市会議員特別選挙日。

八五 開票結果

有効投票数 四万一千余票

同盟派得票 五四四〇票 二三六〇二票

頼長派得票 三八六〇票 一六八八八票

中立派得票 七〇% 三〇五五票

市長信任派 一二名

内人民党 六名

社大党 三名

同調派 四名

中立派(件本系) 一名

市長不信任派 一七名

市長不信任派一七名は再度不信任案成立を主張し、三分の二以上の方を三名の出席議員数に達せず、不信任案成立は可成りの難航を予想された。

三 頼長市長は記者団に今回の選挙の結果は市長不信任の不当であることを示したと語った。

八六 三 民政府はエニ颱風災害復旧対策費として小禄一約七百円也

首里(約四百万円)の道路工事費の支出を停止する措置を
当間主席に依頼す。小祿首里の両地区では今四の市議
選で市長派の勢力の急伸が見られた。

再選同盟では当選全議員が参集今後の市会斗争
について協議し、市長市長打倒へ進むと宣言書を発表。

三、瀬長市長に求むべき、議会に對処すべく再度振銀倒に
對して起債に對して折衝することを決めた。

八日、日、民政府海外報道局は首里小祿に對する土曜
日討伐に變更の旨を発表し、工事取消しは誤報である
と述べた。

二、モーター高等弁務官は今日、那覇市議選挙に對して
次のように語った。モーター紙は伝えた。

(一) 反瀬長勢力は五四%、瀬長勢力は社大党を合せても

三八%である。

(二) 反瀬長派は二十四の演説会で一万人、瀬長派は五七四
で四万五千人を集めた。

(三) 保守派は物にして語ったが、瀬長派は人民に對して述べた。

(四) 瀬長派は那覇市の為は何を為すか、かつて日本復帰、一極
化反対、土地買収反対等の決まり文句を並べた。

(五) 瀬長に對する日本の総評、左翼労組その他応援は
相当効果的であり、特に総評の「一〇万枚のビラは瀬長派
を有利にした。

(六) 瀬長その他の同業者に對する米國政府の態度が緩和
するに、おわり得ない。

三、当間主席は安里社大党委員長と会談、社大党所属
那覇市会議員は欠席、戦術とすに、議会に出席す。

態度を表明することを要望した。

八月八日 社大党所属兼次 佐一 那覇市会議員は当間、安里会による所屬議員の議会出席問題につき不信任案阻止を以て欠席断絶以外に対策なし。我々の議会活動は那覇支部執行委員会によつて決定されるであらう。と語り又厳正中立で議案本位で行動すると言った。

八月一日 市政再建同盟では執行委員会を閣議、今後の運動方針を協議、且つ八月五日 当道証書左付の日以直ちに市長に辭職勧告も行うことに決めた。

八月六日 反市長派十七名は初会合を行い、議会对策を協議、市長不信任案を早目に提出することを確認した。

又小祿地区の風俗営業者、タクシ、業者は立入禁止を解除させるとは人民党努力と対決すべきであり此の為に再建

同盟の政策を全面的に支持すること、同盟小祿支部を結成することとした。

八月六日 那覇市長は去る六月二十日 市長専決で制定された那覇市設置条例に基く市長の第一次任命式を行ひ、四十七名中六名を任命した。

又那覇市議選後立入禁止になつた小祿地区の解除に、大誠風俗連合会長は琉球政府及び民政府を通つて航空隊に陣情を続け、来たか、これに対し、嘉手納航空隊から、過半三四の選挙に於て人民党同調者の多しと判断した。是れを以て小祿に兵隊を外出させることは住民のトウガルが起つた場合、利用され、或る位の限りがあつて、これを未だ然らざるが、此の解除するに於ては兵隊をこの方面に外出させようと、云へて、云々と述べた。

九月九日、瀬長派議員は会合をもち、市長不信任案は飽く迄も阻止すとの基本線を確認、その結果、同盟側の不信任案を受け、立ち、新たに市長選挙に立ち込み対決することもあり得るとの噂は否定的となり、不信任案に對しては欠席戦術を採るとする見方が強くなつて来た。尚、議長問題については全会一致で、速ぶ方針で白紙で臨むことを申し合はせた。

同盟側では議長問題を中心に対策を練り、不信任案の提出を再確認した。

三、瀬長派から同盟に對し、議会の運営に關して懇談を申し入れ、小六が同盟派は人民党を除くことを条件として、小六を受け入れ、当局派六名、同盟側七名が出席した。

九月十日、市会開会、全員三〇名が出席、議長に高良一、副議長に渡口慶秀氏が選ばれた。

二、副議長渡口慶秀議員は就任挨拶を述べ終り、引続き、市長不信任の緊急動議を提出した。だが、間を置かず、当局派議員十二名は一言も退場、動議は不成立に終つた。が一時退場した者もいた。

九月十一日、郡市会も二日は当局派議員十一名が欠席（二名出席）して開会、欠席議員に對して議長から出席催告状を出した。だが何等の回答もなされず休会。

九月十二日、当局派議員は不信任案提出には引き続き、欠席戦術を採るとの基本的態度を堅持する。十日の退場に當り、当局側議員の退場を阻止すべく暴力が行われた。暴力から身を守る為には不本意ながら退場した。従つて欠席、已むを得ないと議長に回答した。

同盟側は今会期を逸した場合、市長不信任案は、いかに振り

出しに及ぶことにならうので二〇名々出席があつた場合には何時でも不信任案を提出する態勢で常に臨むこと、二十八日迄の会期中に成功しない場合は更に会期を延長することを申し合はせたい。又、議長市長は故意に議案が審議を引延ばすと思われ、場合によっては予算を専断処分すると認めた。

九月十五日、市町村自治法の一部改正（乃至不信任議案は、取度の不信任案は過半数出席の許し、過半数で可決できるものと、この改正）を立法院は、行政府に要請することとした。これは、出席議員は不信任議案の成立から固め出すこととを目標としたものである。

行政府は、那覇市会からの陳情の趣旨を添へて市町村自治法の一部改正を決定、立法院に勧告した。

市町村自治法の一部改正の勧告を受け、立法院では各派の態度には、妥協性を欠ぐとした見方が強く、議案運送も、員会では、今会期中に提案する方向かを検討したいとした。

九月七日、市会は、市長の施政方針演説に対し、不信任市長の施政方針は、聞く必要なしとして、これを拒否、必要とあらば、手書によるべしと強く提議を求めた。

九月八日、議長市長、市会長の任命を命令した。

真和志市会は、臨時議案を招集、那覇市との合併促進を行政主席に申入れると共に、高良、那覇市会議長に対し、合併問題についての懇談会の申入れを行った。

民政府は、琉球政府からの書翰に対し、自治法の一部改正を立法院に提案することには、異議の無い旨、正式に書翰を主席に送った。

九月十五日、当局派兼次、市会議員は、高良議長を訪ね、

市との合併問題について当局派の意向として合併についての
諸合には何時でも承服するとの態度を伝えた。

2. 同盟側は合併問題について懇談の日時、条件等について決め
真和志市に回答することに決した。而して合併を頼長市長退
陣の爲の具に供することには反対の意見が強く不信任と
合併とは別個なものとする考へ方が大勢を占めていた。

3. 高良議長は真和志市との合併は全市議が賛成で
あるが対等合併は考へない方がよいと、森田真和志市会
議長の伝へた。

4. 高良議長は頼長市長と会談し十八日迄の議案処理は
不可能であり会期延長は必要であるから十月分の暫定
予算の編成を中止入れた。

5. 頼長市長は高良議長の申入れを承諾し二十日の本会議

に上程出来ようかと慮すると回答。

九月六日琉球政府は緊急移民送出計画会議を開き、那覇市長
が発行するブラジル移民の善行証明書について対策を協議
した。問題は十八日本土から帰島した箱嶺海外協会長が
駐日ブラジル代理公使ホルト氏と会談した時、純純移民は
共産主義市長の発行する善行証明書を所持してゐるが
ブラジルはこれを認めないと懸念が有ったとの報告によつた
ものである。従つて差し当り一〇月十七日送り出す予定のホ
リビア移民に対しては再調査の上琉球政府で善行証明書
を発行することとした。

6. 右の如く頼長市長は調査の上で何ともなうなり
市会副会中箱嶺一郎氏から持ち出されたことについては
裏に政治的にくさりのものがあると思つたと語った。

三 立法院行政法務委員会(委員長星 克)は那覇市会
から要請があった市町村自治法の一部改正案の処理につ
て協議したが民主 社大両党の意見の対立があり数回の論議
の上一応付託することに決定した。

九月三日、立法院行政法務委員会は市町村自治法の一部改正につ
て検討、那覇市会から陣情のあはれ不信任議会の定足数改正
については重要な案件は多数議員の出席を必要とするとの
理由を付けて却下することに決定。

二 那覇市会は三日 再度開会したが当局派の出席が二三
日迄休会。

九月三日、高良議長は瀬長市長、兼次議員と市長室に於て
懇談し、市会の收拾策について懇談、席上高良議長は
十月に真和志市と合併することをも今議会で議決する

議決の前提として市長は今期会議中に辞取してしま
うたいと申入れたことに対し、瀬長市長は個人としては辞取
するのが容易だが民連側が承知しないうと拒否。

二 同盟側議員は琉球ホテルで高良議長と瀬長市長
との会談内容につき協議したが旧当派系議員は飽く迄
も不信任完遂を固執、合併問題はその後に来たるものと
して強硬態度を見せた。

九月三日、市会は今同委員会を閉じ、議案の審議を行つた後本会議
に切り換へ、市長提案の専決処分承認を求むる議案を
審議したが区設置案例の専決処分に対してはこれを廃止
する案例を可決、他は承認した。

二 市会の会期を更に四週間延長することに。
九月三日、瀬長市長は昨日の本会議で区設置案例を廃止することに

不服として理由を附し再議を求めるとした。

九月三日 箱崎海外協会長がブラジル移民に関する共産主義市長の善行証明書の件について在東京ブラジル大使館では事実無根で従来と何等変わることはないとの声明書を発表した。

右に對し箱崎海外協会長は琉球移民が海外に於て困難を經さぬよう事前措置として採るに過ぎないと語つた。

九月八日 林会中の那覇市会は都市合併促進特別委員会を開き真和志市との合併について協議し早急に合併すべきこと、真和志市の動きを確かめその後に行ひたいの意見に合致し結局正副委員長と真和志市との話し合いの結果委員会により最終的態度を決めるとした。

九月九日 那覇市合併促進特別委員会近野喜次郎の正副委員長は森田真和志市会議長、金城同副議長と合併

問題について合談、双方共に早期合併に賛成であるとの意見を確認した。

九月十日 市会では瀬長市長就任後の取員採用に不公平があるとして関係資料の提出を求めたが当局はこれを拒否した。よつて市会は午後から行政監査特別委員会を開き、これを追ひ、斯くが資料の提出を求めたがこれ市当局側に拒否された。

九月十日 再建同盟では各種団体、市民代表等を招いて市政懇談会を開催、市政の打開策について意見を交換した。その結果、山当局派が欠席、戦術を続ける限り市長の退任は認めない。山再公立法院は自治法の改正を要請する。山此の為に再建同盟の組織を全体的なものにして、立法院に働きかけるとして準備委員会を結成した。

○ 那覇市令行政監査委員会を関催人事問題に関する資料について検討市長の取員採用に不正ありとしてこれを本会議に報告追及することとした。

○ 四月四日 市令は、頼長市長を労基法違反で告発することとした。市長は直ちに検察庁を訪問し、正式に手紙を渡した。問題は労基法が四十条四項規定の退職者の積立年次休暇取りに対する未払と否か。この点、検察庁は頼長市長の労基法違反告発事件を受理し、上地検察官が取調ベキと出た。

○ 当局派兼次議員は市会側の市長告発は同時同様の理由で当面前市長も告発することになりと語った。○ 当局派十三名の議員は連署で議会に於ける議員の行動の自由と身体安全に関する決議案を提出した。

これは市長不信任案が提出された場合、身党派議員の退場を妨害しなれば不信任案以外の議案審議に参加しようとする意向から出されたもの。

○ 五月五日 労基法監督署では監督官三名を那覇市役所に派遣、頼長市長告発事件に関する調査を開始した。

○ 那覇市首里支所長 国場幸太郎氏は那覇市令議員行政監査委員長 大山盛幸氏（元首里バス専務取締役）を背任罪の疑いで検察庁に告発した。問題は購入したタイヤのリバート約七万九千余円を勝手に費消したこと。

○ 六月六日 頼長市長の労基法違反に関する労基法監督署の調査は終了した。結果は本件は形式違反としてその是正方を指示すると共に議会に於て、以後支拂うとの

請書を取ることにて問題は一応けりをつけることにして、
他方檢察庁でも本件の調査を行つてゐるが従来の例に
よれば起訴になつた事例はない。

10月27日、小祿新近町反俗営業者代表十名は頼長市長を訴へ
再度、市民集會の小祿での開催を中止せよといふので要
望した。理由は市民集會が閉かれる毎に米軍側の立入
り禁止があり、経済的に大打撃を蒙けると。

之に対し、頼長市長は集會は言論の自由の爲めあり
あり集會の爲に立入り禁止をすとの確証がなかり限り
中止するわけにはゆかない、軍が判つたり集會が理由だと
すれば業者の生活を苦しめよう考へてゐると答へた。

又吉元市町村長会長は高良、那覇市会議長と共に立法
院と身儀議長を訪ね、星氏を党幹事長に推挙して懇談

反共連盟結成による協議した。市議長は日米関係は否
を守る会を發展的に解消し反共連盟とまとめるよう
一応の話し合ひができたといふ。

多 神尾青年連合会では去る12日、市政再建同盟主催の
懇談会で再建同盟を全琉組織に拡大する準備を
員として、瑞慶覧会長があげられてゐるが青連とでは
政党、政治結社と見做される如何なる団体とも関係ない旨
を声明。

10月29日、市会野党側議員は一九五八年度予算の概算を中へり
市長不信任問題を協議、今日迄、自治法の改正、労基法
違反の告発等市長失脚工作は何れも失敗に終つた。
ことから真知志市会合併による目的の達成せんとする動
きが現われたい。

2 那覇市政再建同盟では琉球自由連盟(仮称)として
防共組織を全琉的なるものとする為に市二四準備委員会
を聞き規約案を作成した。

10月21日 市会は九五八年度予算案を審議した。人民党の努
力拡張の為に予算をあると理由でこれを全面的に否決し
義務費の計上を要求するに至った。

この予算の全面的否決に対して、議長市長はこれは野党側
十七議員がその行方を失った証書である。予算は全く
自己財源によるもので半を担得たことから全面的否決
となつたらしい。市長としては今後の物的措置として考
えられ、一方予算の全面的否決をいへる義務費の計上
要求は矛盾も甚しいと語った。

10月23日 本会議は与野党共々二十名が欠席した為、流会。

理由は九月十日以来与党側が常々欠席戦術を続けて
いるのを野党側でも不満とした結果である。これに対し
議長、後久地正副議長は協議の結果欠席議員
に出席方を説得した。

この市政再建同盟は全琉的防共戦線を展開する為に并
市々中部市町村長との懇談会をもつた。出席した連盟
側メンバーは仲宗根梶雄、泉正重、知念忠太郎、畠
義基の四氏。

3 高良議長は真和志市、翁長市長は森田議長と
合併問題につき要談、双方共早期合併には異議を
示さず真和志市では混乱中の那覇市への編入はでき
ないとして方法については意見が一致しなかった。

夕会談後高良那覇市会議長は混乱市会の手拾者

（又は真和志市との早期合併の外には方法はナシと。）
よ 森田真和志市会議長は那覇市の現状では吸収合併
でも当分考へられぬ、真和志市では合併の態勢は充分
整つてゐる、又那覇市の出力を待つばかりだと。

よ 那覇市長は去る十二日那覇港に陸揚げされた本土總評
からの那覇市に送られた那覇市民会館建設費材料セメ
ント、木材等凡そ六六〇三三七二円相当の物資の無為替
輸入申請書を経済局に提出して、それが経済局は那覇市長
長には如何なる形の協力もなしなりとする、琉球政府の方針に
従つてこれを許可しなうこと、米産申請書を返戻した。

よ 右につき、那覇市長は、今回の措置は、米政府
が指示したものでない、主席との相談の上のことだ、(2) 那
覇市長には協力しないとの政府の方針に従つたものである。

(3) 貿易管理の上から那覇市長の勢力拡張に對処して、その
ある。(4) 送付先が他の福祉団体とか或は当間主席が
市長であるより無為替輸入は許可されるであらう。

(5) 強き云々は、總評等の外部団体か内政問題にタッチ
する格好になつて、その為にならぬ、(6) 總評が純粋な気
持で送り、那覇市長個人の援助でなければ受け入れる
方針がある。(7) 那覇市民を對象とする農道や土木事
業なら、リースバイリースで協力する、と。

よ 右に對し、那覇市長は、(1) 寄贈物資は無為替で輸入で
ある。(2) 本土で許可したものを私に協力しなうなりと、
不許可にすることは理由にならぬ。(3) これは日本政府の許可
に對する米国の、米政府の内題である。(4) 正式の通知を
受けたい、更に理由を述べ、本土政府や總評とも連絡し

政治的國際問題にすると。

10月20日、那覇市会は出席十三名で定足数に達せず前日に引き続き議案審議の見通しは全くなく、真知志市との合併問題が大きくクローズアップしてきた。

琉球政府は總評から那覇市長へ贈られた来た市民集会所建築資材に対し、港灣使用料の免除申請を却下した。右に対し、那覇市では今後泊港に陸揚けされる政府所有物資に対し、港灣使用料を徴収することに決定、但し、民政府の介くりは従来通り、免除措置を続けることにした。

市会野党側合併派は此の際、合併を強力に推進することを申合かせた。此の中心を為すものは高良一氏を中心とする旧二日会議員であった。

10月15日、那覇市長は先に否決された一九五八年度予算の再議方を議会に要請した。

10月16日、那覇市会当局側議員は總評からの贈物引渡要請決議を提案可決し、琉球政府へ送るよう決定。

10月17日、那覇市会は当局側、兼次議員提出の總評資材の那覇市への引渡方要請決議案を議案として採り上げ、後合期を更に10月30日迄延長することを決定。

10月18日、野党側議員は再議に付された予算案を検討し、それが再び全面否決しなれば事業費を大幅に削減することに決定した。

10月19日、那覇市当局は予算が全面的に否決された場合、当局側の採るべき措置として、本土自治庁に照会し、それが市長宛に回答があった。

3 須長市長は野党は義務的な事業費をもち全部削減
するつもり知れないがオ入があるから専決処分も出来る、若し
事業費を削れば市民福祉を為し専決処分をするつもりだと
し、真和志市会では合併問題については此の機会に合併が不
可能となれば議会は失地回復の件で訴訟を起すこと
の意見が一致した。

5 那覇市当局では正式に文書で總評から贈られぬ資材
を那覇市に引渡すよう要請した。引続き須長市長は
行政府に神村副主席を訪問交渉したが神村副主席は
情報は未だ変更してないかと政府の方針を不審を明か
した。

6 全神労組連絡協議会では總評からの贈与物資に
対する無為替輸入を拒否した政府の措置を不当だと

しその早期引渡し方を要請することを決定。

10月16日

全神労連の四代表は須長経済局長を訪ね總評物
資拒否について抗議文を手交した。これに対し須長局長
は具体的な返答を避け、一応検討の上、三日の再会を約した。
須長市長は總評物資の引渡問題で再び当間主席
を訪ねたが主席は民政府との定例会議に出席し午後
三時迄待つたか合ふなかつた。当間主席は民政府との
会談終了後記者団に總評は当初から政治的な意
図を以て資材を贈つており政府としては既定方針を
政策的に変更する考へはないと語った。

10月17日

再議に付されその算案の審議をめぐり激しい論争
を繰返した市会は結局十一月も暫定予算により
市政を運営させる方針を採り本予算の成立を述べた。

すことにより決した。

2. 瀬長市長は午前当間主席を訪れたが前日同様主席不在の為、会見出来なかった。

3. 金神労組代表は高良市会議長を訪れ、総評贈与物資の早急な引取りをとり、陣情書を手交した。

4. 瀬長市長は午後当間主席と会見することができ、が主席は市長の引渡を要求し、確答を午言なかつた模様。会談後瀬長市長は山無為替輸入拒否の理由

に対して反駁し、瀬長市長を不可とす、莫算にしろく聞ひたか回答は得られなかつた。主席は市会が引渡を

要求を可決すれば考慮すると。5. 市会は總評物資引渡を要求決議案を中へ下級し、

論議が繰り返され採決の結果決議案は保留すること

とし、一六 近日中に議長が主席と会見することにした。

6. 市会は市当局に上月分暫定予算の提出方を要請することにした。

10月3日 瀬長市長は市会が十月分暫定予算の提出方を要請したのに対し、平日自治法第二十四条によつて議

会が決議すべき事項を議決しなかつたとの理由で、これを専決処分すると告示し、十月から事業を開始すること

にした。

7. 市会野党側議員は瀬長市長が予算専決処分を告示したことを不当とし、山行政訴訟とすか、山不

信任案を可決するが算にりて協議し、たが結論を得なかつた。

8. 高良議長は当間主席を新中、總評からの贈与

賃の引渡問題について協議した。市長は同物資は
市会として引取りたいとして引取りの方式について意見を
を交換した。会談後主席は市会の態度決定を待てる
考慮する、政府は飽くとも市長市長には協力しないと
の根本方針であるからその案を含み正式年統案を
して欲しい、市会が引取り方を議決すればこれを認める
だろうと語った。

二日 市会は總評物資の引渡一才要請決議を可決那覇
市会名で受取ることにした。更に一九五八年年度の予算
の専決処分は自治法違反でありこれを確認する為に提
訴する決議を専決側の反対を押し切り可決した。
三那覇市長の予算専決処分の当否について琉球政府は
法的に検討した結果、違法であるとの結論を得、野放

行政課長の談話の形式で見解を發表した。乃ち市長
が一応再議を求めたのは二三日前であり長期に亘る
予算審議の為に暫定予算の提出を求めたもので
議会は審議の意図あることは明白、これにも拘わらず
専決処分の告示は市町村自治法第一四条の趣旨に
反する。従って今回の市長の措置は違法であり無効
であると。

- 一 専決処分に対する行政府の見解に対し、市長市長は
- 二 専決処分は客観的に正当性を欠くものでない。
- 三 議会は自身の審議権を放棄し、その義務を履行し
て来た。
- 四 専決処分は自治法の精神に基いていて、
凶悪な五日間の審議の状況は審議の意思のなれことを
証している。
- 五 特に債務、財政、建設の各委員会は面を

開かれていない。由五日同常以全体協議会をもち、不信
任案成立の機会が到来を待っているのみである。

⑦暫定予算の繰り返しは市長の政治責任は免れ
ようが市民の福祉は期待出来ぬ等と語った。

⑧野党側七議員は本会議で予算専決処分はこれ
を無効とする提訴を決議し、中央巡回裁判所に訴
した。出訴代理人として官長長辰、下里恵良、牧野博
司の三弁護士を委嘱、行政事件訴訟特例法オー
条によつて仮処分請求による予算の執行停止を申立
てることとした。

⑨那覇市当局は直ぐに事業費着手の準備を始め
六日公入札を行うとの広告を出した。

⑩瀬長市長は専決処分に対する市会側の提訴によつて

①機関の争いは法律に規定する場合の外は不信任決議
以てその政治的手段によるのが自治体の精神である。
②本件は議会対市長の問題である。③専決処分を
違法としての提訴、執行停止等は市町村自治法にはうたわ
れていないと語った。

二月四日

瀬長市長は松島朝永弁護士を代理人とした。
④中央巡回裁判所は那覇市長と市会側双方の代表を呼
び出し、那覇市長の予算専決処分についての事情を聴取
し、審理を開始した。

二月五日

市会側渡口副議長は官長代理弁護士は中央巡裁
に奥島判事を訪ね、義務費を除く事業費の停止処分
についての事情を聴取し、審理を開始した。

二月六日

那覇市会から提訴のあるは、那覇市長の予算専決

執行停止に對して中央巡回裁判所は此の申立を却下すと言
言渡した。却下理由は行政機関の訴訟である。(2)司法
根本未だ対象である法律上の争いの性質を有していない。
(3)その解決については特別に法律上の定めがなければ
裁判権はないと。

2. 那覇市当局が公入札に付した建設事業は何れも夫々
若札した。

3. 那覇市会は議員の出席がなく派会に終つた。
市会野党側議員は敗訴の報を受け直ちに召集対
策を協議した。行政事件訴訟特例法では裁判所の
決定に不服を申立てることからできないので本件は上訴の
途がなく結局大統領行政命令に基く高野年務官
への再審申請の才途を構想するといふ。然し中は

自ら手解解決すべしとの意見もあつた。

二月七日

那覇市会は議員の出席四割の為に派会。これである
ある四日から引續き派会となつた。

2. モーア高野年務官は六日付で民裁判所判決を圍する、
布告十二号の改正布告を四号を公布。此の改正によつて
行政訴訟をめぐり中央巡回裁判所が専断処分停止に
つくと却下しその判決は不服の場合内題は上訴できる
ことになつた。

3. 那覇市会は摘球上訴裁判所に那覇市の本予算
執行停止命令の却下について報告した。

4. 摘球上訴裁判所では那覇市会からの報告を受理
し新田代嘉富山の三判事の合議による審理に移
した。

二月一日

那覇市会は午党側一〇名が出席したが定足数に至らず議会に終った。

二月九日

那覇市会は午党側一〇名野党側二名の出席ありのみで議会。

那覇市長代理并議人松島朝永氏は上訴裁判所に對し抗告審に付して意見書を提出した。内容は本件の抗告は不適法である。議会側は七日午後一時に抗告したか布告改正第四号は七日午後四時の公布であり抗告時に於て公布がなれば法令の不遡及の大原則に反すると。

二月十日

市会は高良議長の外午野党側全議員が欠席、議長の出席催告状により午後十八名が出席して開會。再議に付した区設置条例を廃止する案例を再度可決。野党側議員は議長室で今後対策を協議、市会が

混乱に對し正副議長はこれを正常に返す為の責任を敢るべしと強く要望した。

二月四日

市会は午前中は定足数の出席なく議長の出席催告により午後開會したか午党側の出席一人にとり延会した、野党側は午党側の出席が一人限り議案審議の必要なとの態度をとり一日間の休会動議を提出二小を可決した。

那覇市会が混乱の甚き合併問題は何等の進展を見せないので對し真和夫市会では終戦時の混乱の為那覇市との間に行政区劃が判然とせず行政上種々の困難極められた松尾、壺川等の失地回復について那覇市が琉球政府と相手と行政訴訟にもちこむ動きを表面にさせるに望む云々。

二月五日

那覇市が抗告した市長の予算案の執行停止命令申請を審議中であつた上訴裁判所は抗告棄却の判決を下した。棄却の理由は中央巡回裁判所の先と略々同下ものであつた。

の上訴裁判所による抗告棄却に対し野党側議員は、今後の対策を協議、此の種問題の爲には自治法の改正を要請すべしと主張が強く出たが結論を得た。

二月七日

高良市会議長は記者会見を行い市政を混乱に陥れし責任をとり市長は辞任すべしであるとの公開状を發表、議長も同題解決の爲、同様の態度をとるとの事を表明した。

二月八日

那覇市長は記者会見を行い高良議長の公開状に対し、(1) 混乱といふのは市会であり那覇市政ではない、

(2) 現段階では辞める意志はない、(3) 問題は不信任議会を延長せず速やかに閉会することだ、(4) 真和志市との合併は不信任議会閉会後には可能だ、(5) 公開状の形式をとらず政策中心の話し合ひの場を早く始め、現状打開が可能となると。

二月十日

真和志市会は那覇市との合併問題について全件協議会を開催、那覇市の慶乗不断な態度を批判し、結論として真和志市としてはこれ以上合併の機を延引することはないと全員意見一致、三日に那覇市との懇談を申し入れた。

二月十一日

真和志市森田議長、町田真和志市行政区域実態調査委員長は高良那覇市会議長と会談、両市会全議員参加の両市早期合併に関する会合の開催を申し入れた。

○ 翁長真知志市長は森田議長を所田市会議員を伴い
瀬長那覇市長を訪ね、両市の合併問題について懇談した。
瀬長市長は野党側議員の同意がなければ会期中に協議
案を出さないとの回答。

○ 翁長真知志市長は当日主席を訪ね、那覇・真知志
両市の合併について政府の援助を要請した。主席は合併
は政府の既定方針であり、尚、今日でも不動である。
問題は地方自治体間のものであり、合併実現は両市で促
進してもらいたいと語った。

二月三日 高良那覇市会議長は社大党平良書記長、真知志
進出同党平良・宮里両立法院議員と懇談、那覇市
政の混乱を真知志市長との合併によって解決したいと非
公式に社大党の意向を打診した。

二月四日 モーラー高等弁務官は琉球政府首脳及び民間指導者
者数名を招致、市町村議会議員及び市町村長選挙法
並に同自治法を次々改正した旨を伝えた。

市町村選挙法の改正要案は破産取罪を立候補者
の失格条項とすること、自治法の改正では、厚目の不信任
決議は過半数の出席で可決できるようにしたこと。
従って那覇市会では瀬長市長の不信任決議の成立
が可能となった。

○ モーラー高等弁務官は、(一) 那覇市に於て民主主義
が行詰りになっている。(二) 民主政治擁護の為に多数
意見が無視されることを見逃すことはできない。(三) 多数
の沖縄人が高等弁務官に効果的な措置をとるよう
要請して来た。(四) 今回の措置は己むを得ないもので

あつうと述べて

三、モアア一高等弁務官は民主黨年儀總裁、星同党
幹事長、無所、扁下里、惠良、社大党、安里、弁員長
同党平良書記長、高良、那覇市会議長、富原、旅
銀總裁、兼島市町村長、副会長等と招致。改正
布令公布の経緯を述べ、故市長選挙に対する保守の
強心を要望した。

又小祿振興会が結成された。スローガンとして人民党打
倒、彌長市長即時退陣等を掲げ、容共破壊思想と
対決して、住民福祉の増進に邁進することを宣言した。
来賓として、箱嶺海外協会長の祝辭があった。

二月三日

那覇市会は午野党二十六名が出席、緊急動議と
して出された市長不信任案を質疑討論を省略。

騒然たるうちに賛成十六反対十、棄権一で可決した。

市会は不信任案可決後代理市長は琉球政府情報

課長東江誠忠氏を選任した。

又モアア一高等弁務官は市町村選挙法、同自治法の

布令改正を要望した。評議人は市町村長会長、財界人

二十四名、那覇市議二十七名計四十一名であるとして、その氏

名を公表した。

又高良市会議長は市会で議決された市長不信任

決議を彌長市長に提出し、手交した。

又彌長市長は即日市長解任に同意し、次のように述べた。

一、布令改正は民主主義のハルハを踏みこんだ。

二、高等弁務官は自ら民主主義を否定した。

三、民事優先であるところにと対する、鉄腕であり軍獨

裁の現われだ凶個人の被選挙権の剥奪は言語道断
である。凶那覇市民及び日本同胞の反響は并秀官に
向て結集するであらうと述ぶ。

の、議長那覇市長解任祝賀会の席上富原瑛銀總
裁は金融協会による那覇市への融資拒否は協会出
はかつて一兩日中止をも撤回せよと述べた。

一九五七年十一月二十五日現在。

電信写

昭和三二 一九二六四 暗 ワシントン 一月二七日一九三〇発ア、
一九二六八 本 省 二八日一九三六着
藤 山 大 臣 朝 海 大 使

(瀬長那覇市長不信任に関する件)

第二七一一号

二十七日國務省パトソンスは求めにより往訪せる下田に対し、瀬長那覇市長の不信任に至る事情につき大要左の通り述べた趣である。本件については東京においても日本政府に説明方マツカトサー大使に訓令せる趣につき既に御承知かと存するも念のため、
一 瀬長市長は本年五月の参事会員選挙における自派の敗北(自派十二対反対派十七)にもかかわらず、市長信任案の投票には三分の二の定足数を要することとなりおるを利用して常に自派議員をして欠席戦術に出でしめ、右定足数の成立を妨害し、もつて今日まで居坐りを策して来たのであるが、何分市参事会は反対党に制せ

了帳記

極秘

外務省

電信写

(第二七一一号の二)

られおるため市政の円滑なる運行は不可能となり、最近においては財政も紊乱し、一般市政は麻痺状態に陥るに至つた。
二 去る二十二日市参事会における多数党議員はムーア・ハイコミッションナーに対し連署したペティションを提出し「瀬長市長は市民の多数の不信任の意思を抑圧し、市参事会の集会の権利を無視し独裁方法によつて市政を麻痺状態に陥らしめた」とし、「この麻痺状態は那覇市民自身の手によつては是正し得ざる段階に立至つたにつき、ハイコミッションナーにおいてその有する琉球における最高の政治権利を行使し事態收拾のためタリアー・カットの措置に出でんことを要請する」旨訴え来たつた。右のペティションは那覇以外の各都市の当局者によつても挙つて共感をもつて支持された。

(続)

外務省

極秘

極秘

電信写

(第二七一一号の四)

配布先 大臣、次官、官房長、局長、次参、総、重総、三米
一、協、情、二、審、大阪

外務省

極秘

電信写

(第二七一一号の三)

三 ハイコミッションナーは事態の緊急性と市民の多数の意思を代表する訴えとに鑑み、沖縄基本方針によつてハイコミッションナーに与えられた権限を適法に行使して、市長不信任案の投票は第二回目以後は最早三分の二の定足数も三分の二の多数も要せず単純多数で決し得る如く規則を改訂し、右改訂は去る二十四日発効し翌二十五日新規則に基づき投票が行われた結果、議長市長に対する不信任案は十六対十の多数で可決された。
四 米側としては那覇の市政は市民の自治により運行せらるべきものであると考へおろ、従つてハイコミッションナーが介入せざるを得ざるに至つたことを極めて遺憾とするものであるが、五月選挙以来過去半年の事態は悪化するばかりで最早このまま放置し得ざるものと認められたので、ハイコミッションナーのつた緊急措置をやむを得ざるものとして承認した次第である。現地との連絡のため遅延して申訳ない、以上の事情を日本側に通報する。

外務省

瀬長那覇市長不信任に關する在米朝海大使發藤山大臣
宛電報要旨（十一月二十八日接受）

（アジア局第一課）

十一月二十七日、國務省東北アジア局長パーソンズは在ワシントン大使館下田公使に対し瀬長市長の不信任に至る事情につき大要左のとおり述べた。

記

一 本件については、東京においても日本政府の説明方をマッカーサー大使に訓令済みであるので、すでに御承知かとは存するも、瀬長市長は本年五月の市参事会員選挙における自派の敗北（革新派一二対保守派十七）にもかかわらず、市長信任案の投票には三分の二の定足数を要することとなりおるを利用して常に自派議員をして欠席戦術に出でしめ、右定足数の成立を妨害し、もつて今日

極秘

まで居坐りを策して来たのであるが、何分市参事会は反対党（保守党）に制せられおるため、市政の円滑なる運行は不可能となり、最近においては財政も紊亂し、一般市政は麻痺状態に陥るに至つた。

二 去る二十二日市参事会における多数党議員はムーア高等弁務官に対し連署したペティションを提出し「瀬長市長は市民の多数の不信任の意思を抑圧し、市参事会の集会の権利を無視し独裁方法によつて市政を麻痺状態に陥らしめたとし、この麻痺状態は那覇市民自身の手によつては是正し得ざる段階に立至つたにつき、高等弁務官においてその有する琉球における最高の政治権利を行使し事態收拾のためクリヤー・カットの措置に出でんことを要請する」旨訴え来たつた。右ペティションは那覇市外の各都市の当局者

よつても挙つて共感をもつて支持された。

高等弁務官は事態の緊急性と市民の多数の意思を代表する訴えとにかんがみ、沖繩基本方針によつて高等弁務官に与えられた権限を適法に行使して、市長不信任案の投票は第二回目以後は最早や三分の二の定足数も、三分の二の多数も要せず単純多数で決し得る如く規則を改訂し、右改訂は去る二十四日発効し、翌二十五日新規則に基き投票が行われた結果瀨長市長に対する不信任案は十六対十の多数で決定された。

四米側としては、那覇の市政は市政の自治により運行せらるべきものであると考えており、従つて高等弁務官が介入せざるを得なかつたことを極めて遺憾とするものであるが、五月選挙以来過去半年の事態は悪化するばかりで最早やこのまま放置し得ざるものと

認められたので高等弁務官のつた緊急措置を止むを得ざるものとして承認した次第である。現地との連絡のため遅延して申訳ないが、以上の事情を日本側に通報する。

那第九八三号

昭和三十三年十一月二十五日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務所長

殿

瀬長那覇市長解職について

モーター高等弁務官は二十四日市町村自治法を改正し二度目の市長不信任決議は議員総数の過半数を以て議決できるように市長不信任決議の成立を可能にしたが、那覇市議会は二十五日午前本会議を開き別添の通り市長不信任案を緊急上程の上十六対七で可決した。

尚瀬長亀次郎氏は次期市長選挙には二十四日改正の市町村選挙法により立候補資格を失うことになるので立候補はできない。

(十三票)

総理府

秘

アジア局長

三宅参事官

総務参事官

アジア局第一課長

瀨長市長内題

ミニニミニア課

一本件に因する経過及び在京米正大使館員ヨリの説明

を取りまとめて取敢えず別添の通り報告する

万有南運の所長には報告及び現地の新反響等を至急提出

可なり本局から督促済

ア一 1569

32.12.2

32.12.2

高島 瀨

アトファイルのシ

213

外務省



瀬長市長問題について

三三三
アッア一課

十一月二十四日米琉球民政府は琉球民政府の布令によつて、市町村自治法（一九五三年九月十四日立法第四十九号）第百十三條の改正を行つた。

（第百十三條）

- (1)、議会において、市町村長の不信任の議決をしたときは直ちに議長からその旨を市町村長に通知しなければならない。この場合において市町村長は、その通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができる。
- (2)、議会において市町村長の不信任の議決をした場合において前項の期間内に議会を解散しないとき、又は、その解散後初

て招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から市町村長に対し、その旨の通知があつたときは、市町村長は同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日において、その職を免れる。

前二項の規定による不信任の議決については議員数の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においてはその四分の三以上の者の、前項の場合において、その過半数の者の同意がなければならない。

(b) 那覇の市会議員の構成は去る八月の選挙により反瀬長派（市民再建同盟）十七名瀬長派十二名、中立系一名となつたが瀬長派が不信任決議案の提出を予想して欠席戦術をとつたため、市議会が成立せず、予算についても同法第百十四条に基いて、市長

市議会の運用を
野田氏の意向
とすべし、市長は

が事
の棄決処分をとつて、暫定予算を組んでいたといわれ、市議会
は完全にその活動を停止し、市政は麻痺状況にあつた。今回、
民政府は同法第百十三条第三項の定足数を第二回の不信任決議
の際は三分の二を要することなく二分の一で足りることに改正
した。

(6) 右地方自治法の改正の他に地方選挙法の第三条をも布令をもつて改正し、市町村長の被選挙資格の欠格事由として新に「過去において重罪又は破廉恥罪の廉により刑に服したる者」をつけくわえた趣である。瀬長は一九五四年に、島外追放に処せられた人民党員二名を隠とくしたため、偽証罪に問われ一年半の禁錮刑に服役している。従つて瀬長は、被選挙権も失つたものと解される。

30
なお琉球列島統治に関する大統領令（昭和三十二年六月三十一日）の第十一条は「高等弁務官は、この命令に基いて任務を遂行するため必要と考えるときは第二条の規定に妥当な考慮を払つて、法律、布令または規則を公布することができる。」と規定している。

(同大統領令第二条「国防長官はこの権限を行使するに當つて、民主主義の諸原則に基礎をおき、かつ、健全な財政構造によつて支持された有効かつ責任ある琉球政府の発展を奨励し、琉球列島の住民の幸福及び福祉を向上するためあらゆる努力を傾け、かつ、住民の経済的及び文化的進歩を引続き促進しなければならぬ」)

又なお十一月二十六日十時半在日米國大使館ハーツ (Martin)

F. Herz) 一等書記官は普沼を来訪し、瀨長問題に關し次のおり語つた。

「今回突然民政府が布令をもつて、法律改正を行つたのは二十五日の市会において反瀨長派が瀨長派十二名の内九名を市議會から除名する動議を出すことが明になつたためである。右の動議によつて瀨長派が除名された場合は、瀨長派は当然右動議を無効として裁判に訴えることは、目に見えていたし従来は瀨長派と反瀨長派の争いについては裁判所は権限外であることを理由として介入しなかつたが今回は、除名の決議 (定員^足数三分の二、四分の三の同意) が有効に成立したか否かが問題になると裁判所としてもならぬかの決論を出さずにはいられないことになるし、かうなつて

は、完全に泥仕合になつてしまふ。従つてムリア高等弁務官は、早急な措置をとることを必要と認めて金曜日 (二十二日) ワシントンと連絡をとり、電報のやりとりをした結果即日「ワシントン」で現地の意見を採用するといふ決定を下した次第である。

今回の措置については既にマツカーサー大使から大野次官にお話したとおりであり、米國としては来年2月には平良辰孝 (前社会党総裁現在無所属) が市長選挙に立候補して選出されるといふ見透しをもつてゐる。米國大使館としては新聞等にさわがれてゐるので、一應本件の経過を説明しに来た次第であるが政府として本件につき何等かのアクションをとられるつもりであるか伺いたす。右に対し普沼より、ジアパンタイムス記事を示して九月十七日に当閣主席は市會^会よりの訴えに基いて立法院に、ステールメイト

を解決する筈の法案を送つたけれども立法院は did not take action
となつているがこの点事実なりやと問うたところ「ハーツ」はも
う一度確めて電話するが、自分は瀬長瀬の欠席職務によつて、市
会が成立しなかつた以上、市会としての訴えが有効と認められな
かつたのではないかと思ひがこの点更に調査すると述べ（この点
は後刻電話により立法院は会期が余すところ数日であり審議に充
分ないとまなしとの理由で事案の受理を拒否した旨連絡があつた）
菅沼から政府としては田中官房副長官の言明とおひ、正式見解の
表明は差し控えるが、御承知のおひ、社会党を初め国内では非
常にエモーショナルになつており、今後どう発展するかについて
は充分な注意してウオツケする必要があると考ふる旨を述べてお
いた。

秘

瀬長市長問題

三二一、三〇ア一課

一、本件に関する経過及び在京米國大使館員よりの説明を取りまとめ
て、取敢えず別添のとおり報告する。

なお、南連の所長には、報告及び現地の反響を至急提出するよ
う本局から督促済。

一 (a) 十一月二十四日米琉球民政府は民政府の布令によつて、市町村自治法（一九五三年九月十四日立法院第四十九号）第百十三条の改正を行つた。

（現行第百十三条）

(1) 議会において、市町村長の不信任の議決をしたときは直ちに議長からその旨を市町村長に通知しなければならない。この場合において市町村長は、その通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができる。

(2) 議会において市町村長の不信任の議決をした場合において前項の期間内に議会を解散しないとき、又は、その解散後初て

招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から市町村長に対し、その旨の通知があつたときは、市町村長は同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日において、その職を失う。

(3) 前二項の規定による不信任の議決については議員数の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においてはその四分の三以上の者の、前項の場合においては、その過半数の者の同意がなければならぬ。（注別紙参照）

(b) 那覇の市会議員の構成は去る八月の選挙により反瀬長派（市政再建同盟）十七名瀬長派十二名、中立系一名となつたが瀬長派が不信任決議案の動議提出を機として爾後欠席戦術をとつたため、市議会が円滑に運用されず、予算についても野党派が全面

否決の挙に出でたため、市長は同法第一百四条に基いて、市長が専決処分をもつて原案を執行する等市議会は完全にその活動を停止し、市政は痲痺状況にあつた。今回、民政府は同法第一百三條第三項の定足数を第二回の不信任決議の際は三分の二を要することなく二分の一で足りることに改正した。

(9)右地方自治法の改正の他に地方選挙法の第三條をも布令をもつて改正し、市町村長の被選挙資格の欠格事由として新に「過去において重罪又は破廉恥罪の廉により刑に服したる者」をつけくわえた趣である。瀬長は一九五四年に、島外追放に処せられた人民党員二名を隠とくした事件について偽証罪に問われ一年半の禁錮刑に服役している。従つて瀬長は、被選挙権も失つたものと解される。

なお琉球列島統治に関する大統領令（昭和三十二年六月三十一日）の第十一条は「高等弁務官は、この命令に基いて任務を遂行するために必要と考えるときは第二条の規定に妥当な考慮を払つて、法律、布令または規則を公布することができる。」と規定している。

（同大統領令第二条）国防長官はこの権限を行使するに當つて、民主主義の諸原則に基礎をおき、かつ、健全な財政構造によつて支持された有効かつ責任ある琉球政府の発展を奨励し、琉球列島の住民の幸福及び福祉を向上するためにあらゆる努力をなし、かつ、住民の経済的及び文化的進歩を引続き促進しなければならな

に当間主席は市会よりの訴えに基いて立法院に、ステールメート
を解決する筈の法案を送つたけれども立法院は *did not take action*
となつているがこの点事実なりやと問うたところ「ハーツ」はも
う一度確めて電話するが、自分は瀬長派の欠席戦術によつて、市
会が成立しなかつた以上、市会としての訴えが有効と認められな
かつたのではないかと思ふがこの点更に調査すると述べ（この点
は後刻電話により立法院は会期が余すところ数日であり審議に充
分ないとまなしとの理由で事案の受理を拒否した旨連絡があつた）
菅沼から政府としては田中官房副長官の言明とおあり、正式見解の
表明は差し控えるが、御承知のとおり、社会党を初め国内では非
常にエモーショナルになつており、今後どう発展するかについては
充分に注意してウオツケする必要があると考える旨を述べておいた。

市町村自治法の改正

一 一九五七年七月五日の行政命令一〇七一三号十一節により高等弁
務官が留保する権限に従い市町村自治法（立法一号一五三年改正
九号、五七年改正九十四号）を更に次のように改正する。

一 百十三条三項を削除し次の二項をこれに代える。

1 一 一項の規定による不信任の議決については全議員の三分の二
もしくはそれ以上の者が会議に出席し、その四分の三以上の者
の同意がなければならぬ。二項の規定による不信任の議決に
ついては全議員の過半数の者が会議に出席しその同意がなけれ
ばならない。

2 九十一条（注1長）の職務の代理）及び百八十四条（長及び収入役の職務代行）の規定にかかわらずこの条項によつて市町村長がその職を失う場合として当該市町村に助役がない場合議会は、市町村長が失職してから二十四時間以内に、その議員の中からまたは当該市町村に居住し被選挙権を有する者を過半数の投票により市町村長代理として選任する。市町村長代理は市町村長の選挙が行われ新たに選挙された市町村長が就任するまで市町村長の職務を行う。この場合三十四条（兼職の禁止）二項および八十一条（兼職の禁止）二項の規定は適用されない。新たに選挙された市町村長が就任した場合市町村長代理が議員であれば議会の議員としての職務を継続する。

三、百十一条の五項の現行の条文を削除し次の条文をこれに代える市町村の長と議会との間に争論があり、これが百八十一条（政府と市町村の関係）の規定によつても解決できない場合、かかる事件は行政主席に提出される。行政主席はかかる争論に対してその決定を發表する。

行政主席の決定が發表され（これに不明がある場合は）市町村長もしくは議会はその發表から十四日以内にかかる決定を巡回裁判所に訴えることができる。

市町村議会議員及び市町村長選挙法の改正^正 I 改正七号

一九五〇年七月七日の布令十七号（同選挙法）の一章三条に次の一項を加える。

六 何人といえど重罪に処せられたりまたは破廉恥にかかわる罪に処せられた者でその特赦を受けていない者は市町村長及び市町村議会議員の被選挙権を有しない。

十二月六日 南方連絡事務局

1941

瀬長 那覇市長の追放問題について

瀬長那覇市長の追放問題について

南方連絡事務局

瀬長亀次郎氏一戦前学生運動で共産主義煽動者として投獄され、戦後人民党員逮捕に關し偽証犯罪人幫助、隠匿の罪で軍事裁判により一年半投獄さる。一は、昨年十二月二十六日那覇市長に当選、これに對し、米國民政府、琉球政府及び保守政党、財界等は不協力の態度を示し、市会においては、本年六月十七日市長不信任を可決したが市長は直ちに市議會を解散した。その後、市會議員選挙の決果は、反市長派十七、市長派十二、中立一の当選の結果となり、市長の再不信任決議は市長派の欠席戦術により成立せず、市会は混乱に陥入り、全く麻痺状態に立到つた。その結果、多效党市會議員その他関係者が連署して最高の政治権利を行使し事態の收拾の措置を講ぜられたいと要請を行りに至り、モータ高等弁務官は、事態の緊急性非

総 理 府

市民多效の意思を代表する訴えにかんがみ、万止むを得ざる措置として、民政府布令により、地方自治法及び市町村の選挙法の一部を改正した。

これに對して、本土においては、社会党、総評等より米当局に抗議を提出した外、政府に對し、民政府布令の撤回方交渉すべきことを要求したのであるが、政府としては、静観的態度をとつてゐる。

Changes in Ryukyu Law Explained

FORT BUCKNER, Okinawa (USARYIS)—The U.S. Civil Administration Monday announced the following four changes in existing ordinances and laws effective Nov. 23.

The first change requires that on a second vote of nonconfidence a majority of the full membership of the assembly shall constitute a quorum and that such majority may vote nonconfidence.

The second measure permits an assembly to elect from its members or other eligible individuals an acting mayor, when for any reason a vacancy occurs in the office of mayor by reason of nonconfidence and when there is no deputy mayor.

The third change permits the chief executive of the government of the Ryukyus, when authorized arbitration proceedings fail to decide disputes between a mayor and an assembly. Either party may appeal his decision to the courts.

The fourth and final change confirms an important requirement for elective office in local governing bodies with that applicable to the Ryukyuan Legislature by barring from public office any individual who has been convicted of a felony or of a crime involving moral turpitude and who has not received a pardon.

In connection with these changes, the office of the High Commissioner issued the following statement:

"For the past 12 and one-half years Okinawans and Americans have been laboring together to construct here in the Ryukyu Islands an effective and responsible government based on the principles of democracy and humanity that are cherished by both peoples. Ever since the days of the initial occupation, the U.S. Government has been acutely conscious of its responsibilities in setting up a truly workable elective system in the Ryukyu Islands—one that would assure as free an expression of the popular will as was consistent with the circumstances of the day. To this end, various ordinances and proclamations have been promulgated and various laws have been adopted by the legislature of the Ryukyus which collectively provide the people of Okinawa with a sturdy framework on which to build a democratic system. A legislature of freely elected representatives has been created. Throughout the islands, 64 self-governing bodies have been functioning smoothly in the various shi-cho-son. The elective principle has been steadily extended until it now protects the smallest hamlet in the Ryukyu Islands.

"The legal structure which supports the free elective system of the Ryukyu Islands has two characteristics: First, it is a joint venture—the legislature of the Ryukyu Islands has made many contributions to it, both in close consultation with the

U.S. administration and, increasingly, in terms of its own understanding of the problem facing Okinawa. Second, it is a system designed to be sensitive to the changing needs of the day. All laws are made by men and are therefore never really perfect. It is, therefore, an important function of any government to assure that the spirit and intent of a law is fully expressed in its application. This characteristic of the legal system is exemplified in the changes that have occurred over the years to assure that those elected to office are those whom Okinawans wish to have guide their destinies.

"It is a tribute to Okinawan political majority that in only one of the 64 municipalities has a majority rule broken down. It is unfortunate indeed that in Naha, the capital and most populous city of the Ryukyus Islands, popular government has reached a stalemate. The present mayor assumed office last December with the support of only a minority of the citizens. His program, attitude and actions were such that shortly after that election, urgent pleas to remove him were received from important government officials, leaders in private life, and elected representatives from the legislature. Feeling that this was a matter for the people of the Ryukyus to handle for themselves, no action was taken.

"After six months of his administration, opposition to Senaga gained sufficient strength to permit the city assembly to initiate his removal from office by delivering an overwhelming vote of nonconfidence—24 to 6. In the election that followed the mayor's dissolution of the assembly, where the issue was whether or not Senaga should remain in office, the Naha city voters elected 17 anti-Senaga candidates—again a clear majority. This majority was adequate for a second nonconfidence vote under the then existing law, subject only to the technical provision that two-thirds of the assemblymen be present. Under the changes announced today, a second nonconfidence vote continues to require a majority of the entire elected assembly. The change provides greater protection for an elected mayor in that it eliminates a hitherto advanced interpretation that only one more than one-third of the elected assembly could remove a mayor from office.

"Since the opening of the new assembly on Sept. 10, the people of Naha have been witnessing a travesty on the democratic processes.

"The law actually sanctions rule by minority making it possible for 12 out of the 30 Naha city assemblymen to absent themselves and thus prevent the majority of the assembly from acting. This is an advance which neither the law nor

the people intended to give any minority.

"On Sept. 17, the chief executive, acting upon an appeal by the city assembly, sent to the legislature a bill which might have resolved the stalemate. The legislature did not take action on the bill. When the assembly recently rejected the mayor's budget on the grounds that public funds should not be utilized for the partisan interests of a mayor he arbitrarily adopted the budget without consideration for the will of the peoples' representatives while they were in session. The assembly sought relief from this dictatorial action in the courts, seeking an injunction to preclude expenditure of funds and filing a suit to invalidate these actions by the mayor. Both the circuit court and the court of appeals have dismissed this injunction, not because of any support for the mayor's actions, which was characterized as "arbitrary" in the court's decision, but because they felt it was an administrative matter and not within their jurisdiction.

"The consequences are only too plain—a continuing, fruitless stalemate, a hindrance to increased Okinawan economy, and an injustice to the peoples and taxpayers of Naha.

"American authorities have watched the developments in the capital city with the hope that this situation would right itself. Either personally, by letter, or through the newspapers, a surprisingly large number of Okinawans have called upon the High Commissioner to take effective action. In the past week formal written petitions for his intervention have been tendered bearing signatures of officials of the Federation of City, Town, and Village Mayors, the Naha city assembly, and various private mass organizations.

"Many Okinawans have pointed out that it would be absurd for the High Commissioner to permit any legal technicality to come between the people and expressed desire of the majority. The present mayor of Naha has, both by running only 13 candidates in the recent elections and by his subsequent concentration on parliamentary maneuvers, clearly indicated that he has not expected to represent the will of the majority. He has repeatedly exploited defects existing in the local autonomy law and it is obvious that the absentee tactics resorted to by his supporters are contrary to both the spirit and intent of the law. His artificial strength comes, not from some sacred principle of democracy, as he so often pretends, but from several serious technical defects in made legislation. This law was written on the premise that the freely expressed will of the people would be the goal of all those governed by it and is unrealistic in its failure to anti-

cipate the disruptive activities of a majority.

"With all these things in mind and after careful consultation with Okinawan leaders and representatives, the High Commissioner has decided that, if the U.S. Government is properly to discharge its duties toward the people of Okinawa, he is compelled to take immediately corrective action.

"The High Commissioner has taken this action with great reluctance but, at the same time, with the profound conviction that it will add to the permanent strength of popular government in the Ryukyu Islands. It is the hope of all that the citizens of the Ryukyus will view this problem in terms of the long-range developments of democratic institutions in these islands, and will zealously safeguard the privilege of self-government and the principle of majority rule."

(The High Commissioner is Lt. Gen. James E. Moore, U.S. Army. Gen. Moore has served in this capacity since July 4, 1957. During the preceding two years Gen. Moore was Deputy Governor of the Ryukyu Islands).



アジア局長 総務参事官
総南連第一〇三〇号
昭和三十一年十二月九日

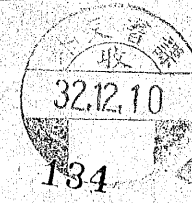
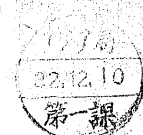
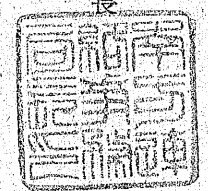
第一課長

総理府南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿

改正布令送付に付

標記の件について、那珂日本政府南方連絡事務局長から別添写のとおり報告があつたので、御参考までにお知らせする。
本信添付物



回覧番号
ア-1608

記帳了

一九五四年十月十日 週三回発行(火、金、土)
才三種 均認可

公報

(号外) 才四十三号
一九五七年
十一月二十三日

目次
布令

才七号) 1
○琉球政府章典(一九五二年、二二九、布令才十八号、改正才八号) 1
○市町村自治法(高等非務官布令才四号) 2

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS Office of The High Commissioner Apo 331

MG. ORDINANCE
NO.17 (7-Jul 50)
CHANGE NO. 7

23 November 1957

ELECTION LAW FOR ASSEMBLYMEN AND MAYORS OF CITIES, TOWNS AND VILLAGES, REVISED

1. MG. Ordinance No. 17, dated 7 July 1950, as amended, is hereby further amended by the addition to Section I, Article III of the following paragraph:
"6. No person shall be eligible for election to the office of Mayor or office of Assemblyman of a city, town or village who has been convicted

of a felony or a crime involving moral turpitude and who has not received a pardon."
2. The effective date of this Change shall be 23 November 1957.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

Wanna S. Burger
WONNA F. BURGER
Brigadier General, USA
Civil Administrator

DISTRIBUTION:

A

(右布令訳文)
○琉球列島米国民政府布令第十七号(一九五〇年七月七日)改正才七号(一九五七年十一月二十三日)
改正市町村議會議員及び市町村長選挙法
一九五〇年七月七日付軍政府布令才十七号は、その才一章才三条の次の一項を加える。
六 何人も重罪に処せられ又は破廉恥に係る罪に処せられた者で、その特赦を受けていない者は、市町村長又は市町村議員の被選挙権を有しない。
この改正は、一九五七年十一月二十三日から効力を有する。
高等非務官に代いて公布する。
首席民政官
米国防軍准将
ウォンナ・F・バージャー

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS Office of The High Commissioner APO 331

CA ORDINANCE
NO.68 (29 Feb 52)
CHANGE NO. 8

23 November 1957

PROVISIONS OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS

1. CA Ordinance No. 68, dated 29 February 1952, as amended is hereby further amended by the deletion of the last sentence of Article XXII and substituting therefor the words:

"No person shall be eligible for election as a member of the Legislature who has been convicted of a felony or a crime involving moral turpitude and who has not received a pardon."

2. This Change shall be effective on 23 November 1957.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

Donna J. Burger
VONNA F. BURGER
Brigadier General, USA
Civil Administrator

DISTRIBUTION:

(右布令訳文)
○琉球列島米国民政府布令第六十八号
(一九五二年二月二十九日)改正布
令八号(一九五七年十一月十三日)
琉球政府憲典
一九五二年二月二十九日付米国民政府
布令第六十八号は、その第三十二
条の最後の文章を前掲し、次の文章
に改正する。
何人も重罪に処せられ、又は破産助

に陥る事とならざれば、その職
を執行する資格を有する。
一、US政令第一九七号(一九五七年
十一月十三日)及びその改正布令
第六十八号(一九五七年十一月十三
日)は、琉球政府憲典の第三十二
条の最後の文章を前掲し、次の文
字に改正する。
何人も重罪に処せられ、又は破産助

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS

Office of The High Commissioner
APO 331

HICOM ORDINANCE 23 November 1957
NUMBER 2

CITY, TOWN AND VILLAGE AUTONOMY LAW

1. Pursuant to the powers reserved to the High Commissioner by Section II of Executive Order No. 10713 of June 5, 1957, the Act Concerning City, Town and Village Autonomy, Act Number 1 of 1953, as amended by Act Number 49 of 1953 and Act Number 94 of 1957, is hereby further amended.

2. Paragraph c of Article 113 is deleted and the following two paragraphs are substituted therefor:

"c. With regard to a resolution of non-confidence as prescribed in paragraph 9, it shall be required that two-thirds or more of the full number of assemblymen shall be present at the meeting and that three-quarters or more of the assemblymen present shall consent. With regard to a resolution of non-confidence as prescribed in paragraph 10, it shall be required that a majority of the full number of assemblymen shall be present at the meeting and shall consent.

"d. Notwithstanding the provisions of Article 91 and Article 134, when a mayor shall lose his office

as a result of a resolution of non-confidence under this Article and the city, town or village concerned has no Deputy Mayor, the Assembly, within twenty-four hours after the Mayor shall lose his office, shall elect from among its members or from among those persons who are qualified to be elected as mayor of a city, town or village and residing in the area of the city, town or village concerned by majority vote an Acting Mayor who shall perform the duties of mayor until an election for mayor shall be had and the newly elected mayor assumes office. In such a case the provisions of Article 34b and 31b shall not apply. When the newly elected mayor assumes office, the Acting Mayor, if he shall have been a member of the Assembly, shall resume his duties as a member of the Assembly."

3. Paragraph e of Article 111 is amended by deleting the present language and substituting the following language therefor:

"e. In the event that there shall be a dispute between the mayor and the assembly of a city, town or village, and the dispute has not been resolved pursuant to the provisions of Article 131-4 hereof, the matter shall be submitted to the Chief Executive, who shall decide said dispute and announce his decision. Within fourteen days after the announcement of said decision, either the mayor or the assembly may appeal said decision

to the Circuit Court."
4. The effective date of this Ordinance shall be 23 November 1957.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

Donna J. Burger
VONNA F. BURGER
Brigadier General, USA
Civil Administrator

DISTRIBUTION:

A

(右布令訳文)
○高等弁務官布令第二号
(一九五七年十一月十三日)
市町村自治法
一九五七年六月五日行政命令第一
方七百十三号、才二項及び高等弁
務官に附与された権限により改正せ
られた市町村自治法、一九五三年の立
法第四十九号及び一九五七年の立法
第九十四号は、これを次のように改正
する。
一、才十三条才三項は、これを削除す。
二、才二項の次に、左の二項を加え
る。
3 才二項の規定による不信任の議
決については、議員総数の三分の
二以上の者が出席し、その四分
の三以上の者の同意がなければな
らざる。才二項の規定による不信

任の議決については、議員総数の
過半数が出席して同意しなければ
ならぬ。
4 市町村議会は、本条による不信
任の議決のため市町村長がその職
を失い及び当該市町村に助役が欠
けた場合には、才九十一条及び才
百八十四条の規定にもかかわらず
ず、市町村長がその職を失った
後、二十四時間以内、その議員の
中から、又は市町村の区域内に
住所を有するものの中から市町村
長代理者をその過半数により選任
し、市町村長が選挙を執任する
時まで、当該市町村長の職務を行
わせる。この場合には、才三十四条
才二項及び才八十一条才二項は適
用しない。新たに選ばれた市町村

長が就任したときは、市町村長代理者は、当該市町村議会の議員であつたときは、その職に復する。
三 才百十一條五項は、これを削除し、次の規定に改める。
五 市町村長及びその市町村議会の間に争いがあり、才百八十一條の四によりその争いが解決されていないときは、事件は、行政主席に提出され、行政主席は、その争いを決定し、告示しなければならぬ。その決定の告示があつてから十四日以内に市町村長又はその議会は、その決定を巡回裁判所に訴すことができる。
四 この布令は、一九五七年十一月二十三日から発効する。
高等弁務官に代つて公布する。
首席民政官
米田陸軍准将
ツォンナ、F. パーシヤ

発行所
行政主席官房文書課
(共同印刷社印行)

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of The High Commissioner
APO 331

HICOM ORDINANCE
NUMBER 2

23 November 1957

CITY, TOWN AND VILLAGE AUTONOMY LAW

1. Pursuant to the powers reserved to the High Commissioner by Section II of Executive Order No. 10713 of June 5, 1957, the Act Concerning City, Town and Village Autonomy, Act Number 1 of 1953, as amended by Act Number 49 of 1953 and Act Number 94 of 1957, is hereby further amended.

2. Paragraph c of Article 113 is deleted and the following two paragraphs are substituted therefor:

"c. With regard to a resolution of non-confidence as prescribed in paragraph a, it shall be required that two-thirds or more of the full number of assemblymen shall be present at the meeting and that three-quarters or more of the assemblymen present shall consent. With regard to a resolution of non-confidence as prescribed in paragraph b, it shall be required that a majority of the full number of assemblymen shall be present at the meeting and shall consent.

"d. Notwithstanding the provisions of Article 91 and Article 184, when a mayor shall lose his office as a result of a resolution of non-confidence under this Article and the city, town or village concerned has no Deputy Mayor, the Assembly, within twenty-four hours after the Mayor shall lose his office, shall elect from among its members or from among those persons who are qualified to be elected as mayor of a city, town or village and residing in the area of the city, town or village concerned by majority vote an Acting Mayor who shall perform the duties of mayor until an election for mayor shall be had and the newly elected mayor assumes office. In such a case the provisions of Article 34b and 81b shall not apply. When the newly elected mayor assumes office, the Acting Mayor, if he shall have been a member of the Assembly, shall resume his duties as a member of the Assembly."

HICOM ORDINANCE NO. 2

23 November 1957

3. Paragraph e of Article 111 is amended by deleting the present language and substituting the following language therefor:

"e. In the event that there shall be a dispute between the mayor and the assembly of a city, town or village, and the dispute has not been resolved pursuant to the provisions of Article 181-4 hereof, the matter shall be submitted to the Chief Executive, who shall decide said dispute and announce his decision. Within fourteen days after the announcement of said decision, either the mayor or the assembly may appeal said decision to the Circuit Court."

4. The effective date of this Ordinance shall be 23 November 1957.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

VONNA F. BURGER
Brigadier General, USA
Civil Administrator

DISTRIBUTION:
A

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of The High Commissioner
APO 331

MG ORDINANCE
NO. 17 (7 Jul 50)
CHANGE NO. 7

23 November 1957

ELECTION LAW FOR ASSEMBLYMEN AND MAYORS
OF CITIES, TOWNS AND VILLAGES. REVISED

1. MG Ordinance No. 17, dated 7 July 1950, as amended, is hereby further amended by the addition to Section I, Article III of the following paragraph:

"6. No person shall be eligible for election to the office of Mayor or office of Assemblyman of a city, town or village who has been convicted of a felony or a crime involving moral turpitude and who has not received a pardon."

2. The effective date of this Change shall be 23 November 1957.

THE HIGH COMMISSIONER:

VONNA F. BURGER
Brigadier General, USA
Civil Administrator

DISTRIBUTION:
A

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of The High Commissioner
APO 331

CA ORDINANCE
NO. 68 (29 Feb 52)
CHANGE NO. 8

23 November 1957

PROVISIONS OF
THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS

1. CA Ordinance No. 68, dated 29 February 1952, as amended, is hereby further amended by the deletion of the last sentence of Article XXII and substituting therefor the words:

"No person shall be eligible for election as a member of the Legislature who has been convicted of a felony or a crime involving moral turpitude and who has not received a pardon."

2. This Change shall be effective on 23 November 1957.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

VONNA F. BURGER
Brigadier General, USA
Civil Administrator

DISBRIBUTION:
A

那覇市長選挙

昭和五三 六四七 平 ワシントン 十一月三日一九三〇 発
本 省 一四日一〇一二着 情二
藤山 大臣 朝海 大使

井上

電信写

(那覇市長選挙に対する米紙論評の件)
十一月三日ワシントンからの那覇市長選挙に関する論評要旨次の通り。
那覇市長選挙の結果は米の占領政策を失敗せしめ、または修正せしめようとする政權の成立する可能性をもつてゐる。かかる情勢を前にして米国はその行わんと欲するところとその理由を明確にし、かつ自己の責任の限界を明白にすることが肝要と思われる。米国は太平洋地域に脅威の存する限り、基地を保有する必要があり、その必要を無視することは馬鹿げたことである。同時に米国は沖縄に対する潜在主権の主張をしたことはない。従つてこの際軍事と民政との区別を明確に規定すべきである。日本の主権が本質的に認められ

記帳了

外務省

第七七号の二

るべきものでありとするならば、日本の行政権限をも認め、民政施行に対し日本に十分の責任をとらすべきである。他方米国は軍事上の立場を強化し、軍事だけに責任を限り、それを出来る限り民政から分離することとし、同時に情勢の変化するまではその立場を固守するものであることを明確にすべきである。
記事空送。
ニューヨークへ転送した。

(丁)

配布先 大臣、次官、官房長、局長、次参、総、亜総、一米一
二協一情文一審、大阪

電信写

外務省

昭和三十八年一月十日
用紙は法務省
ナリ
ナリ

一九五四年四月五日 週二回発行(火、金曜日)
才三種郵便

公報

外 才二号
一九五八年
一月十日

目次	ページ
立法	1
○教育基本法(才一号)	2
○学校教育法(才三号)	12
○社会教育法(才四号)	18

立法

立法院の議決した教育基本法に署名し、ここに公布する。
一九五八年一月十日
行政主席 当閣 重剛

○立法第一号
教育基本法
われらは、日本国民として人類普通の原理に基き、民主的で文化的な国家及び社会を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しなければならない。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。
われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、以上の理念に則り、教育の目的を明示して、教育の基本を確立するため、この立法を制定する。
(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成をめざし、平和的、民主的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
(教育の方針)

第二条 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されるなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。
(教育の機会均等)

第三条 すべて住民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人類、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。
2 琉球政府(以下「政府」という。)

及び地方教育区は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。
(義務教育)

第四条 住民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。
2 政府又は地方教育区の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第五条 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。
(男女共学)

第六条 法令に定める学校は、公の性質をもつものであつて、政府又は地方教育区のほか、法令に定める法人のみが、これを設置することができる。
(学校教育)

2 法令に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。
(社会教育)

第七条 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、政府及び地方教育区によつて奨励されなければならない。
2 政府及び地方教育区は、図書館、

博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。
(政治教育)

第八条 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。
2 法令に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。
(宗教教育)

第九条 宗教に対する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。
2 政府及び地方教育区が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。
(教育行政)

第十条 教育は、不当な支配に服することなく、住民全体に対し直接に責任を負つて行われべきものである。
2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。
(補則)

第十一条 この立法に掲げる諸事項を実施するために必要がある場合には、適当な立法が制定されなければならない。

十二 教育事務のための契約に関すること。
 十三 校長、教員その他の教育職員に関すること。
 十四 校長、教員その他の教育職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、福利及び厚生に関すること。
 十五 学校の保健計画の企画及び実施に関すること。
 十六 学校環境の衛生管理に関すること。
 十七 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他の建物の管理、保全の計画に関すること。
 十八 所管学校の年中行事の認可に関すること。
 十九 証書及び公文書類を保管すること。
 二十 学校給食に関すること。
 二十一 区委員会、前項に規定する事務を除くほか、法令によりその権限に属する事務を管理し及び執行する。

第四款 会 議
 (委員長及び副委員長)
 第二十六条 区委員会は、委員のうちから委員長及び副委員長各一人を選挙しなければならない。
 2 委員長及び副委員長の任期は、一年とする。ただし、再選することができる。
 3 委員長は、区委員会の会議を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは委員長が欠けたときは、その職務を行う。
 (会議の招集)
 第二十七条 区委員会の会議は、委員長がこれを招集する。ただし、選挙後の最初の会議は、教育長が招集しなければならない。
 2 委員二人以上の者から書面にて会議を請求したときは、委員長は、これを招集しなければならない。
 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに委員長が、あらかじめこれを告示しなければならない。
 4 区委員会の会議の招集は、開会の日前七日までに、これを告示しなければならない。ただし、急務を要する場合は、この限りでない。
 (定例会及び臨時会)
 第二十八条 区委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。
 2 定例会は、一年に少なくとも六回これを招集しなければならない。
 3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限り、これを招集する。
 4 会議招集告示後に急務を要する事件があるときは、前条第三項及び前項の規定にかかわらず、直ちに、これを会議に付議することができる。
 (会議の定数)
 第二十九条 区委員会の会議は、定数

の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
 (会議の公開)
 第三十条 区委員会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
 2 前項の委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。
 (議決の方法)
 第三十一条 区委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。
 (議事参与の制度)
 第三十二条 区委員会の委員は、自己又は配偶者若しくは三親等以内の親族の一人以上に関する事件について、その議事に参与することができない。ただし、会議に出席し、発言することができる。
 (会議録)
 第三十三条 区委員会の会議の次回は、すべて会議録に記載しなければならない。
 2 前項の会議録について必要な事項は、区委員会規則でこれを定める。
 (会議規則等)
 第三十四条 区委員会は、会議規則及び傍聴人規則を設けなければならない。
 (選挙規則)
 第三十五条 教育長の職務、徴収、督促及び滞納処分については、市町村税法(一九五四年立法第六十四号)の例による。ただし、市町村税法に基く条例については、この限りでない。
 (教育区債)
 第三十六条 教育区は、公聴会の承認を経て、教育区債を起すことができる。
 2 教育区債を起すにつき、公聴会の承認を経るときは、併せて起債の方法、利息の定率及び償還の方法について承認を経なければならない。
 3 教育区が、教育区債を起し、並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更しようとするときは、中央委員会の許可を受けなければならない。
 4 教育区債は、次の各号に掲げる事業の財源としてのみこれを起債することができる。
 一 教育区が行う建築に要する経費の財源とする場合
 二 学校設備に要する経費の財源とする場合
 三 校地を買収するために要する経

費の財源とする場合
 (一時借入金)
 第三十七条 区委員会は、予算内の支出をすため、公聴会の承認を経て、一時の借入をすることができる。
 2 前項に規定する借入金は、その会計年度内の収入をもって償還しなければならない。
 (委任規定)
 第三十八条 教育長の職務、徴収、賦課期及び納期その他必要な事項は、当該市町村の条例で、これを定める。ただし、教育税の課税率は、教育区の歳入予算のうち教育税による予算額を教育区に納入できるように定めなければならない。
 (経費の支弁)
 第三十九条 教育区は、その必要な経費及び法令により教育区の負担に属する経費を支弁する義務を負う。
 (経費の支出)
 第四十条 予算の議決があつたときは、区委員会は、直ちにその写を教育長及び会計係に交付しなければならない。
 2 会計係は、区委員会の命令がなければ支出することができない。命令を受けても支出の予算がなく、かつ、財務に関する規定により支出することができない場合も、また、同様とする。
 (支払金の時効)
 第四十一条 教育区の時効に

3 監査委員は、退職しようとするときは、区委員会の承認を得なければならない。
 (任期)
 第三十九条 監査委員の任期は、一年とする。
 (職務)
 第四十条 監査委員は、教育区の出納を監査する。
 2 監査委員は、毎会計年度少くとも二回期日を定めて前項の規定による監査をしなければならない。
 3 監査委員は、前項に定める場合を除くほか、必要があると認めるときは、何時でも監査することができなければならない。
 4 監査委員は、監査の結果を公表しなければならない。
 第二節 給 与
 (委員等の報酬及び費用の弁償)
 第四十一条 教育区は当該区委員会の委員、監査委員、市町村の選挙管理委員、選挙の実施に関する事務に従事する者並びに第三十五条第二項及び第三項に規定する非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない。ただし、給料は支給しない。
 2 前項に規定する者は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。
 3 区委員会の委員に関しては、前二項に規定する報酬及び費用弁償の額は、当該市町村議員のそれとをこえてはならない。

(常勤職員の給料、旅費及び退職金)
 第四十二条 教育区は、第三十五条第二項及び第三項に規定する常勤の職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。ただし、退職金を受けることができる。
 (委任規定)
 第四十三条 前二条に規定する報酬、費用弁償、給料、旅費及び退職金の額並びに支給方法は、区委員会規則でこれを定める。
 第四節 財 産
 第一款 基本財産
 (基本財産 特別基本財産 積立金)
 第四十四条 教育区は、学校その他教育機関のためにする財産を基本財産として維持することができる。
 2 教育区は、特定の目的のためにする特別の基本財産を設け又は金銭等を積み立てることができる。
 第二款 取 入
 (教育税)
 第四十五条 教育区は、この立法の定めるところにより、教育税を賦課徴収することができる。
 (納税義務者)
 第四十六条 教育税は、その教育区と区域を同じくする市町村の市町村税の納税義務者に対し、その年度の市町村税額を課税標準としてこれを課する。
 (賦課徴収の委任)
 第四十七条 教育区は、第四十五条に

規定する教育税の賦課徴収をその市町村に委任する。
 2 市町村は、前項の委任がある場合は、教育税を徴収し、当該区委員会に納入しなければならない。
 (準用規定)
 第四十八条 教育税の賦課、徴収、督促及び滞納処分については、市町村税法(一九五四年立法第六十四号)の例による。ただし、市町村税法に基く条例については、この限りでない。
 (教育区債)
 第四十九条 教育区は、公聴会の承認を経て、教育区債を起すことができる。
 2 教育区債を起すにつき、公聴会の承認を経るときは、併せて起債の方法、利息の定率及び償還の方法について承認を経なければならない。
 3 教育区が、教育区債を起し、並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更しようとするときは、中央委員会の許可を受けなければならない。
 4 教育区債は、次の各号に掲げる事業の財源としてのみこれを起債することができる。
 一 教育区が行う建築に要する経費の財源とする場合
 二 学校設備に要する経費の財源とする場合
 三 校地を買収するために要する経

費の財源とする場合
 (一時借入金)
 第五十条 区委員会は、予算内の支出をすため、公聴会の承認を経て、一時の借入をすることができる。
 2 前項に規定する借入金は、その会計年度内の収入をもって償還しなければならない。
 (委任規定)
 第五十一条 教育長の職務、徴収、賦課期及び納期その他必要な事項は、当該市町村の条例で、これを定める。ただし、教育税の課税率は、教育区の歳入予算のうち教育税による予算額を教育区に納入できるように定めなければならない。
 (経費の支弁)
 第五十二条 教育区は、その必要な経費及び法令により教育区の負担に属する経費を支弁する義務を負う。
 (経費の支出)
 第五十三条 予算の議決があつたときは、区委員会は、直ちにその写を教育長及び会計係に交付しなければならない。
 2 会計係は、区委員会の命令がなければ支出することができない。命令を受けても支出の予算がなく、かつ、財務に関する規定により支出することができない場合も、また、同様とする。
 (支払金の時効)
 第五十四条 教育区の時効に

第四款 予算

第五十五条 区委員会は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に、公聴会を開き、その意見を聞くものとする。

第五十六条 区委員会は、毎会計年度教育区の会計年度は、政府の会計年度による。

第五十七条 予算を公聴会に提出するときは、委員会は、併せて財産表、予算説明その他財政状態の説明資料を提出しなければならない。

第五十八条 区委員会は、既定予算につき公聴会を開き、その意見を聞いて既定予算の追加又は更正することができる。

第五十九条 区委員会は、必要に応じて一会計年度中の一定期間内にかかる暫定予算につき公聴会を開き、その意見を聞いて、これを編成することができる。

第六十条 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

第六十一条 教育区の経費をもつて支弁する事件で、数年を期してその経費を支出すべきものは、公聴会を開き、その意見を聞いて、その年間各年度の支出額を定め、継続費とすることができる。

第六十二条 区委員会は、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を設けなければならない。

第六十三条 特別会計には、予備費を設けないことができる。

第六十四条 区委員会は、公聴会にはかつて特別会計を設けることができず、特別会計を設けることができる。

第六十五条 教育区における公聴会は、当該教育区の教育委員の選挙権を有する者で構成しなければならない。

第六十六条 公聴会は、区委員会がこれを開催する。

第六十七条 区委員会は、公聴会開催の日時及び場所を公聴会に付すべき事件とともに、開催の日前五日までにこれを告示しなければならない。

第六十八条 この立法及びこれに基づく中央委員会規則に規定するものは、公聴会に關し必要な事項は、区委員会規則でこれを定める。

第六十九条 出納及び決算

第七十条 教育区の出納は、年二回例日を定めて監査委員が、これを検査しなければならない。ただし、必要があるときは、臨時に検査することができる。

第七十一条 監査委員は、検査の結果を区委員会に報告しなければならない。

第七十二条 出納の閉き

第七十三条 教育区の出納は、翌年度の八月三十一日をもって閉さす。

第七十四条 決算

第七十五条 決算は、証書類と併せて会計係からこれを区委員会に提出しなければならない。この場合において、会計係は、出納閉き後二箇月以内にこれをしなければならない。

第七十六条 区委員会は、決算及び証書類を監査委員の審査に付しその意見を付けて、公聴会の認定に付さなければならない。

第七十七条 決算は、その認定に関する公聴会の記録とともに、文書局長に報告し、かつ、その要領を告示しなければならない。

第七十八条 第六十六条 文教局長は、必要があるときは、教育区につき財務に關係のある事務の報告をさせ、書類帳簿を徴し、又は実地について財務に關係のある事務を視察し、若しくは出納を検閲することができる。

第七十九条 教育区は、立法又は中央委員会規則に特別の定がある場合を除くほか、財産の売却及び貸与、工事の請負並びに物件、労力その他の供給は、競争入札に付さなければならない。ただし、臨時急務を要するときは、又は入札の価格が入札に要する経費に比較して得失相償わなるときは、この限りでない。

第八十条 区委員会は、毎会計年度予算に、学校建物の維持及び修繕費として建物一坪当り二百五十円を下らない額を計上しなければならない。この項目に計上された予算額のうち、当該予算年度内に支出されなかつた残額は、学校建物の改築のための積立基金に繰り入れなければならない。

第八十一条 仮設舎建築資金借入の禁止

第八十二条 教育区は、仮設舎を建築するために資金を借りることはできない。

第八十三条 財政状況の報告

第八十四条 区委員会は、区委員会規則の定めるところにより、毎年二回以上予算の使用の状況、収入の状況並びに財産、教育区債及び一時借入金現在の高その他財政に關する事項を説明する文書を作成し、これを住民に公表しなければならない。

第八十五条 市町村職員の賠償責任

第八十六条 市町村の職員は、故意又は重大な過失により、教育税の査定、賦課又は納入を怠つたときは、それによつて生じた損害を賠償する

責任を負う。

第八十七条 教育区は、教育の指導と管理を一層有効にし、教育の事務を能率的に処理し、及び高等学校その他の学校を設置するため、その協議により規約を定め、中央委員会の認可を得て、連合区を設置することができる。

第八十八条 (規約の規定事項)

第八十九条 連合区の規約には、次に掲げる事項について規定を設けなければならない。

第九十条 連合区は、次に掲げる事項について規定を設けなければならない。

第九十一条 連合区は、特別の事由があるときは、関係連合区の協議により規約を定め、高等学校の生徒の全部又は一部の教育事務を他の連合区に委託することができる。

第九十二条 前項の委託については、学校教育法(一九五八年立法第三号)第三十二条才二項から才五項までの規定を準用する。

第九十三条 連合区については、法令に特別の定のある場合を除くほか、教育区に關する規定を準用する。

第九十四条 連合教育区教育委員会

第九十五条 連合区委員会の委員は、五人を下らない数とし、所屬する区委員会の委員のうちから、各々一人を区委員会においてこれを選挙する。ただし、所屬する教育区が、四区以下の場合には、各区委員会の選挙する委員の数は、その教育区の人口に比例して定めるものとする。

第九十六条 前項の規定にかかわらず、十万人をこえる人口を有する教育区は、当該連合区委員会に少くとも三人を選挙により参加させなければならない。

第九十七条 (任期)

第九十八条 連合区委員会の委員の任期は、それぞれ区委員会の委員の任期中とする。

第九十九条 教育長及び事務局長

第一百条 教育長及び教育次長

第一百零一条 地方委員会(区委員会及び連合区委員会をいう。以下同じ。)(一)に教育長を置く。

第一百零二条 連合区委員会は、当該連合区を構成する教育区の区委員会の教育長を兼任するものとする。

第一百零三条 連合区委員会に、教育次長を置くことができる。

第一百零四条 教育長及び教育次長は、教員、校長及び教育長免許令(一九五四年法律第九号)の定める教育長の免許を有する者のうちから連合区委員会が、中央委員会規則の定めるところにより、当該連合区を構成する教育区の区委員会と協議して、これを選任する。

第一百零五条 (教育長及び教育次長の任期)

第一百零六条 教育長及び教育次長は、六年間同一地方教育区に在任した場合、それ以後十年を経過しない限り、当該地方教育区に教育長又は教育次長として六年をこえて在任することはできない。

第一百零七条 教育長が同一地方教育区において教育長に選任された場合は、通算して六年をこえて当該教育区に在任することはできない。

第一百零八条 (教育長の職務)

第一百零九条 教育長は、その屬する地方委員会の指揮監督を受け、当該地方委員会の処理するすべての教育事務を掌る。

第一百一十条 教育長は、その屬する地方委員会の行うすべての教育事務につき、助言し、推せんすることができる。

第一百一十一条 教育長は、その屬する地方委員会の事務局の事務を総括し、及びその職員を指揮監督する。

第一百一十二条 教育長は、自己の身分取扱についての議事が行われるときは、自ら出席し、得ない事由がある場合を除くほか、地方委員会のすべての会議に出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わることとはできない。

第一百一十三条 教育長は、その事務の執行に關し、

第百十九條 行政主席は、毎会計年度「才入才出予算を作成するに当つて、教育予算の才出見積を減額しようとするときは、あらかじめ中央委員会の意見を求めなければならない。」

第百二十條 行政主席は、教育予算の才出見積を減額した場合において、その詳細を才入才出予算に付記するとともに、立法院が、教育予算の才出額を修正する場合における必要なる財源についても明記しなければならない。

第百二十一條 既定の教育予算を追加し、更正し、又は暫定予算を調製する場合においては、前三條の例による。

第百二十二條 政府立の学校その他の教育機関が廃止される場合には、中央委員会は、当該教育機関の使用する教育財産の廃止後の用途について、あらかじめ、行政主席と協議するものとする。

第百二十三條 学校教育法（一九五八年立法才三號）才六章に規定する特殊教育諸学校を運営維持することは、中央委員会の責任とし、その予算は、教育予算に計上しなければならない。

第百二十四條 文教科長は、中央委員会の執行指及び幹事を努めるものとする。

第百二十五條 文教科長は、教育分野を絶えず調査し、教育の向上発展に資すると思はれる報告又は報告を中央委員会に対して行わなければならない。

第百二十六條 文教科長は、中央委員会の求めに応じ、教育目的の完遂に役立つと認められる調査を行い、その結果を報告するものとする。

第百二十七條 文教科長は、才百三十三條才三項の規定により行政主席の委任を受けた場合には、中央委員会の方針及び規則にしたがつてこれを行わなければならない。

第百二十八條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百二十九條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百三十條 教科用図書は、教科用図書の採択、教科内容及びその取扱、学校保健、建築その他の事項に關する事務又は技術に従事する必要な事務職員及び技術職員その他の職員を置く。

第百三十一條 文教科長は、文教科長の推せんにより中央委員会が任命する。

第百三十二條 教科用図書の採択、教科内容及びその取扱、その他特殊な事務又は技術に従事する事務職員又は技術職員には、教員をもつてこれに充てることができる。ただし、その期間中は教員の職務を行わないことができる。

第五編 雜 則

第百三十三條 中央委員会は、地方委員会に対し、その所轄区域の教育に關する年報その他の報告書を提出させることができる。

第百三十四條 立法に別定の定がある場合の外、中央委員会又は文教科長は、地方委員会に対し、行政上及び運営上指導監督してはならない。

第百三十五條 地方委員会が、政府の指（監督）を執行する政府事務の指（監督）を受ける。

第百三十六條 地方委員会が、政府の機関として処理する行政事務については、中央委員会の指導監督を受ける。

第百三十七條 中央委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、次の各号に掲げる事務を文教科長又は教育長に委任し又はこれを臨時に代理させることができる。

一 九十日をこえない期間の職員補充をすること。

二 昇給に關すること。

三 七日をこえない出張に關すること。

四 財産及び特別資金の日常管理に關すること。

五 委員会の規則及び指令にしたがつて予算を執行すること。

六 緊急の際における十日をこえない休暇を与えること。

七 文教科長又は教育長は、前項の規定により委任された事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

八 行政主席は、教育のための割当資金の請求の権限を、文教科長に委任することができる。

第百三十八條 文教科長及び教育長の代理執行

第百三十九條 委員がすべて欠けた場合は、中央委員会の行う職務は、文教科長が、地方委員会の行う職務は、教育長が、これを行う。

第百四十條 前項の規定による処理については、文教科長及び教育長は、最初の会議において、これを当該教育委員会に報告し、会議録に記載しなければならない。

第百四十一條 教育長代理及び教育長代理

第百四十二條 中央委員会の委員が一年に任期が満了する委員は一九五八年十二月の選挙による委員が就任するまで、一九六〇年に任期が満了する委員は、一九六〇年十二月の選挙による委員が就任するまで在任する。

べて欠け、更に文教科長も欠けた場合には、行政主席は、文教科長代理を任命する。

第百四十三條 連合区委員会のすべての委員及び教育長が欠け、更にその教育次長も欠けた場合には、中央委員会は、当該地区の教育長代理を命ずる。

第百四十四條 文教科長代理及び前項の教育長代理は、当該教育委員会の最初の会議まで在任する。

第百四十五條 政府は、才七條の規定にかかわらず地方教育区に義務教育及び教育職員給与費の全額を補助しなければならない。

第百四十六條 政府は、次の各号に掲げる経費に対し地方教育区に教育補助金を交付することができる。

一 高等学校の校舎建築及び教育職員給与

二 出産休暇、結核休暇及び研究のための休暇をうけた教育職員の補充教員の給与

三 教育職員の大学単位追加修得に伴う単位手当

四 教育職員の賞与

五 校舎の維持及び修繕費

六 その他地方教育区の教育に要する経費

第百四十七條 教育職員はすべて、大学単位追加修得による単位手当及び賞与を受給されなければならない。

第百四十八條 文教科長は、中央委員会の執行指及び幹事を努めるものとする。

第百四十九條 文教科長は、教育分野を絶えず調査し、教育の向上発展に資すると思はれる報告又は報告を中央委員会に対して行わなければならない。

第百五十條 文教科長は、中央委員会の求めに応じ、教育目的の完遂に役立つと認められる調査を行い、その結果を報告するものとする。

第百五十一條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百五十二條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百五十三條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百五十四條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百五十五條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百五十六條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百五十七條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百五十八條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百五十九條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百六十條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百六十一條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百六十二條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百六十三條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百六十四條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百六十五條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百六十六條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百六十七條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百六十八條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百六十九條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

第百七十條 文教科長は、中央委員会の決議を各週毎に適当な期間中、公衆の閲覧に供するため、中央委員会規則にしたがつて公開し、安全に保管しなければならない。

10 この立法施行の際、現にその職にある教育長、教育次長及び教育長事務所の職員は、それぞれ現にある職及び現に受ける待遇に相当する給料をもつて、当該連合区の教育長、教育次長又は事務所の職員に任用されるものとする。

別表

中部地区	石川教育区、美里教育区、与那城教育区、勝連教育区、具志川教育区、コザ教育区、読谷教育区、嘉手納教育区、北谷教育区、北中城教育区、中城教育区、宜野湾教育区、西原教育区、浦添教育区
南部地区	豊見城教育区、糸満教育区、兼城教育区、三和教育区、高嶺教育区、東風
北部地区	国頭教育区、大宜味教育区、東教育区、羽地教育区、屋我地教育区、今帰仁教育区、上本部教育区、本部教育区、屋部教育区、名護教育区、恩納教育区、久志教育区、宜野座教育区、金武教育区、伊江教育区、伊平屋教育区、伊是名教育区
選挙区	委員数
都市地区	那覇教育区、真和志教育区、下地教育区、上野教育区、伊良部教育区、多良間教育区、一良教育区、石垣教育区、大浜教育区、竹富教育区、与那国教育区
平野地区	平野教育区、具志頭教育区、玉城教育区、知念教育区、佐敷教育区、与那原教育区、大里教育区、南風原教育区、仲里教育区、具志川教育区(久米島)、渡嘉敷教育区、座間味教育区、粟国教育区、渡名喜教育区、南大東教育区、北大東教育区
宮古地区	平良教育区、城辺教育区、下地教育区、上野教育区、伊良部教育区、多良間教育区、一良教育区、石垣教育区、大浜教育区、竹富教育区、与那国教育区

立法院の議決した学校教育法に署名し、ここに公布する。
一九五八年一月十日
行政主席 当閣 重剛

○立法第三号
学校教育法
第一章 総則
(学校の設置)
第一条 この立法で学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園とする。
(学校の設置者)
第二条 学校は、琉球政府(以下政府)及び連合教育区をいう。以下同じ。及び民法(明治二十九年法律第八十九号)才三十四条に規定する財団法人(以下「財団法人」という)のみが、これを設置することができる。
2 この立法で、政府立学校とは、政府が設置する学校を、公立学校とは、地方教育区の設置する学校を、私立学校とは、財団法人の設置する学校をいう。
(設置基準)
第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、中央教育委員会(以下「中央委員会」という)の定める設備、編成その他の設置基準に従い、これを設置しなければならない。
(設置停止等の認可)
第四条 政府立学校のほか、この立法によつて設置する学校(大学の学部又は大学院についても同様とする。)(一)の設置停止、設置者の変更その他中央委員会の規則で定める事項は、中央委員会の認可を受けなければならない。
(学校の管理、経費の負担)
第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めがある場合を除いては、その学校の経費を負担する。
(授業料その他の費用)
第六条 学校においては、授業料その他の費用を徴収することができる。ただし、政府立又は公立の小学校及び中学校又はこれらに準ずる盲学校、ろう学校及び養護学校における義務教育については、これらを徴収することができない。
2 政府立又は公立の学校における授業料その他の費用に関する事項は、政府立学校においては、中央委員会が、公立学校においては、中央委員会の認可を得て設置者がこれを定める。
3 政府立又は公立学校の教育に関連した目的のための寄附金の募集は、中央委員会の認可を得た後でなければならない。これをいう。以下同じ。
(校長、教員)
第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。
(校長の任期)
第八条 校長は、校長として同一学校に五年をこえて継続的に勤務することとはできない。
2 校長は、才三項の場合を除いては、同一教育区に連任して十年をこえて勤務することはできない。
3 通算して十年以上勤務した校長は、その後五年を経ずして校長として、また同一教育区に戻ることはできない。
4 通算して十年未満、校長として勤務した教育区には、校長としていつてもまた戻り、十年から、以前校長

として勤務した年数を差し引いた期間、勤務することができる。ただし、同一学校に戻つて勤務するとき、その期間は、半減されるものとする。
(校長、教員及び学校看護婦の資格)
第九条 校長、教員及び学校看護婦の資格に関する事項は、別に法令で定めるものほか、中央委員会がこれを定める。
(校長、教員及び学校看護婦の欠格事由)
第十条 次の各号の一に該当する者は、校長、教員又は学校看護婦となることができない。
一 禁治産者及び準禁治産者
二 禁錮以上の刑に処せられた者
三 免許状取上げの処分を受け、二年を経過しない者
四 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(私立学校の校長出職義務)
第十一条 私立学校は、校長を定め、中央委員会に届け出なければならない。
(学生、生徒等の懲戒)
第十二条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、政府立学校においては、中央委員会の定めるところにより、公立学校及び私立学校においては、設置者が中央委員会の認可を得て規定した規則に従い、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
(身体検査、衛生養護施設)
第十三条 学校においては、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康増進をはかるため、身体検査を行い、及び適当な衛生養護の施設を設けなければならない。
2 身体検査及び衛生養護の施設に関する事項は、中央委員会が、これを定める。
(学校閉鎖命令)
第十四条 次の各号の一に該当する場合は、中央委員会は、学校の閉鎖を命ずることができる。
一 法令の規定に故意に違反したとき。
二 法令の規定により、中央委員会が命じた命令に違反したとき。
三 六箇月以上授業を行わなかつたとき。
(設備授業等の変更命令)
第十五条 学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は中央委員会の定める規程に違反したときは、中央委員会は、その変更を命ずることができる。
(私立学校の届出義務)
第十六条 私立学校は、毎会計年度の開始前に收支予算を毎会計年度の終了後二箇月以内に收支決算を中央委員会に届け出なければならない。
2 收支予算に重大な変更を加えようとするときも、また同様とする。

(子女使用者の義務)
第十七条 子女を使用する者は、その使用によつて、子女が、義務教育を受けることを妨げてはならない。
第二章 小学校
(目的)
第十八条 小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。
(目標)
第十九条 小学校における教育については、前条の目的を實現するため、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。
一 学校内外の社会生活の経験に基づき、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養ふこと。
二 郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協同の精神を養ふこと。
三 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養ふこと。
四 日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養ふこと。
五 日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し、処理する能力を養ふこと。
六 日常生活における自然現象を、科学的に観察し、処理する能力を養ふこと。
七 健康、安全で幸福な生活のため

に必要な習慣を養ひ、心身の調和的発達を図ること。
八 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養ふこと。
(修業年限)
第二十条 小学校の修業年限は、六年とする。
(学級在籍)
第二十一条 小学校の一学級の在籍は、五十人を標準とする。
(教科)
第二十二条 小学校の教科に関する基本的な事項は、才八条及び才十九条の規定に従い、中央委員会が、これを定める。
(教科用図書教材)
第二十三条 小学校においては、中央委員会の定めるところにより、教科用図書目録編集委員会の編集した教科用図書目録のうちの教科用図書を、使用しなければならない。
2 前項の教科用図書以外の図書、その他教材で有益適切なものは、これを使用することができる。
(就学させる義務)
第二十四条 保護者(子女に対して親権を行う者、親権を行う者がないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう。以下同じ)は、子女の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終りまで、これを小学校又は盲学校、ろう学校

10 この立法施行の際、現にその職にある教育長、教育次長及び教育長事務所の職員は、それぞれ現にある職及び現に受ける待遇に相当する給料をもつて、当該連合区の教育長、教育次長又は事務所の職員に任用されるものとする。

別表

中部地区	石川教育区、美里教育区、与那城教育区、勝連教育区、具志川教育区、コザ教育区、読谷教育区、嘉手納教育区、北谷教育区、北中城教育区、中城教育区、宜野湾教育区、西原教育区、浦添教育区
南部地区	豊見城教育区、糸満教育区、兼城教育区、三和教育区、高嶺教育区、東風
北部地区	国頭教育区、大宜味教育区、東教育区、羽地教育区、屋我地教育区、今帰仁教育区、上本部教育区、本部教育区、屋部教育区、名護教育区、恩納教育区、久志教育区、宜野座教育区、金武教育区、伊江教育区、伊平屋教育区、伊是名教育区
選挙区	委員数
都市地区	那覇教育区、真和志教育区、下地教育区、上野教育区、伊良部教育区、多良間教育区、一良教育区、石垣教育区、大浜教育区、竹富教育区、与那国教育区
平野地区	平野教育区、具志頭教育区、玉城教育区、知念教育区、佐敷教育区、与那原教育区、大里教育区、南風原教育区、仲里教育区、具志川教育区(久米島)、渡嘉敷教育区、座間味教育区、粟国教育区、渡名喜教育区、南大東教育区、北大東教育区
宮古地区	平良教育区、城辺教育区、下地教育区、上野教育区、伊良部教育区、多良間教育区、一良教育区、石垣教育区、大浜教育区、竹富教育区、与那国教育区

立法院の議決した学校教育法に署名し、ここに公布する。
一九五八年一月十日
行政主席 当閣 重剛

○立法第三号
学校教育法
第一章 総則
(学校の設置)
第一条 この立法で学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園とする。
(学校の設置者)
第二条 学校は、琉球政府(以下政府)及び連合教育区をいう。以下同じ。及び民法(明治二十九年法律第八十九号)才三十四条に規定する財団法人(以下「財団法人」という)のみが、これを設置することができる。
2 この立法で、政府立学校とは、政府が設置する学校を、公立学校とは、地方教育区の設置する学校を、私立学校とは、財団法人の設置する学校をいう。
(設置基準)
第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、中央教育委員会(以下「中央委員会」という)の定める設備、編成その他の設置基準に従い、これを設置しなければならない。
(設置停止等の認可)
第四条 政府立学校のほか、この立法によつて設置する学校(大学の学部又は大学院についても同様とする。)(一)の設置停止、設置者の変更その他中央委員会の規則で定める事項は、中央委員会の認可を受けなければならない。
(学校の管理、経費の負担)
第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めがある場合を除いては、その学校の経費を負担する。
(授業料その他の費用)
第六条 学校においては、授業料その他の費用を徴収することができる。ただし、政府立又は公立の小学校及び中学校又はこれらに準ずる盲学校、ろう学校及び養護学校における義務教育については、これらを徴収することができない。
2 政府立又は公立の学校における授業料その他の費用に関する事項は、政府立学校においては、中央委員会が、公立学校においては、中央委員会の認可を得て設置者がこれを定める。
3 政府立又は公立学校の教育に関連した目的のための寄附金の募集は、中央委員会の認可を得た後でなければならない。これをいう。以下同じ。
(校長、教員)
第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。
(校長の任期)
第八条 校長は、校長として同一学校に五年をこえて継続的に勤務することとはできない。
2 校長は、才三項の場合を除いては、同一教育区に連任して十年をこえて勤務することはできない。
3 通算して十年以上勤務した校長は、その後五年を経ずして校長として、また同一教育区に戻ることはできない。
4 通算して十年未満、校長として勤務した教育区には、校長としていつてもまた戻り、十年から、以前校長

者又は中央委員会の定めるところにより、これと同等以上の学力があるものと認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

3 大学の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

(学長、教授その他の職員)

第五十七条 大学には、学長、教授、助教授、講師及び事務職員を置かなければならない。

2 大学には、前項のほか、助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務を掌り、所属職員を統轄する。

4 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 助教授は、教授に準ずる職務に従事する。

6 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

7 助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

8 技術職員は、技術に従事する。

第五十八条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

2 教授会の組織は、助教授その他の職員を加えることができる。

(研究施設の附置)

第五十九条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

(大学院の設置)

第六十条 大学には、大学院を置くことができる。

第六十一条 大学に四年以上在学し、一定の試験を受け、これに合格した者は、学士と称することができる。

2 学士に関する事項は、中央委員会が、これを定める。

(私立大学の所轄)

第六十二条 私立の大学は、中央委員会の所轄とする。

第六十三条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第六十四条 大学院には、数個の研究科を置くことを常例とする。ただし、特別の必要がある場合においては、単に一個の研究科を置くものを大学院とすることができる。

第六十五条 大学院に入学できる者は、才五十六条才二項に規定する者とする。

(学位)

第六十六条 大学院を置く大学は、中央委員会の定めるところにより、博士その他の学位を授与することができる。

(名誉教授)

第六十七条 大学は、大学に学長、教授、助教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

(普及講座)

第六十八条 大学においては、普及事業及び普及講座の施設を設けることができる。

2 普及事業及び普及講座に関し必要な事項は、中央委員会が、これを定める。

(通信教育)

第六十九条 大学は、通信による教育を行うことができる。

2 通信による教育に関し必要な事項は、中央委員会規則で定めるものほか、当該大学の管理機関が、これを定める。

(短期大学)

第七十条 大学の修業年限は、当分の間才五十四条の規定にかかわらず、中央委員会の認可を受けて、二年又は三年とすることができる。

2 前項の大学は、短期大学と称する。

3 才一項の大学には、才六十条の規定は、これを適用しない。

(短期大学の修業年限の通算)

第七十一条 前条に規定する大学を卒業した者は、才五十四条に規定する大学に入学する場合に、その卒業した大学における修業年限を、中央委員会の定める基準により入学した大学の修業年限は通算することができる。

(準用規定)

第七十二条 才二十九条才八項の規定は、大学に、これを準用する。

第六章 特殊教育

第七十三条 盲学校、ろう学校又は養護学校は、それぞれ盲者、ろう者、又は精神薄弱、身体不自由その他心に故障のある者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補うために必要な知識技能を授けることを目的とする。

(盲、ろう、養護学校の部別)

第七十四条 盲学校、ろう学校及び養護学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要がある場合においては、その一のみを置くことができる。

2 盲学校、ろう学校及び養護学校には、幼稚園及び高等部を置くことができる。

(教科等)

第七十五条 盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教科又は幼稚園の

保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じて、中央委員会が、これを定める。

(設置義務)

第七十六条 政府は、学令児童及び学令生徒の中、盲者、ろう者又は精神薄弱、身体不自由その他心に故障のある者を就学させるに必要な盲学校、ろう学校又は養護学校を設置しなければならない。

(特殊学級)

第七十七条 小学校、中学校及び高等専門学校には、次の各号の一に該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。

一 性格異常者

二 精神薄弱者

三 ろう者及び難聴者

四 盲者及び弱視者

五 言語不自由者

六 その他の不具者

七 身体虚弱者

2 前項に掲げる学校は、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特殊学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

(準用規定)

第七十八条 才二十条、才二十三條、才二十八条、才二十九条(才四十条及び才五十条において準用する場合を含む)、才三十四条、才三十七條、才四十五條から才四十九條まで、才八十二条及び才八十三條の規定は、盲学校、ろう学校及び養護学校に、これを準用する。

第七十九章 幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(目標)

第八十条 幼稚園は、前条の目的を實現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養ひ、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 園内において、集団生活を體驗させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養ふこと。

三 身の辺の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養ふこと。

四 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。

五 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

(保育内容)

第八十一条 幼稚園の保育内容に関する事項は、前二条の規定に従ひ、中央委員会が、これを定める。

(入園資格)

第八十二条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校の

就学の始期に達するまでの幼児とする。

(園長、教諭その他の職員)

第八十三条 幼稚園には、園長及び教諭を置かなければならない。

2 園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

3 教諭及び臨時教諭許可証所持者は、幼児の保育を掌る。

(準用規定)

第八十四条 才二十九条才四項、才三十四条及び才四十六條の規定は、幼稚園に、これを準用する。

第八章 雑 則

第八十五条 才一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育(当該教育を行うにつき他の立法に特別の規定があるものを除く。)を行うものは、これを各種学校とす。

2 各種学校その他才一条に掲げるもの以外の教育施設は、才一条に掲げる学校の名称を用いてはならない。

3 才四條から才七條まで、才十條から才十五條まで及び才三十四條の規定は、各種学校に、これを準用する。

4 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、中央委員会が、これを定める。

(各種学校設置の通告等)

第八十六条 中央委員会は、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うものとする場合においては、関係者に対して、一定の期間内に各種学校設置の認可を申請すべき旨を通告することができる。ただし、その期間は、一月を下ることができない。

2 中央委員会は、前項の関係者が、同項の規定による通告に従わず引き続き各種学校の教育を行っているとき、又は同項の規定による申請に従つて各種学校設置の認可を申請したが、その認可が得られなかつた場合において引き続き各種学校の教育を行っているときは当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。

(学校施設の社会教育への利用)

第八十七条 学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

(施行規定)

第八十八条 この立法に規定するもののほか、この立法施行のため必要な事項は、中央委員会が、これを定める。

第九章 罰 則

(学校閉き命令違反の罪)

第八十九条 才十四條の規定(才八十五條才三項において準用する場合を含む。)による閉き命令又は才八十六條才二項の規定による命令に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は四千元以下の罰

者又は中央委員会の定めるところにより、これと同等以上の学力があるものと認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

3 大学の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

(学長、教授その他の職員)

第五十七条 大学には、学長、教授、助教授、講師及び事務職員を置かなければならない。

2 大学には、前項のほか、助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務を掌り、所属職員を統轄する。

4 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 助教授は、教授に準ずる職務に従事する。

6 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

7 助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

8 技術職員は、技術に従事する。

第五十八条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

2 教授会の組織は、助教授その他の職員を加えることができる。

(研究施設の附置)

第五十九条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

(大学院の設置)

第六十条 大学には、大学院を置くことができる。

第六十一条 大学に四年以上在学し、一定の試験を受け、これに合格した者は、学士と称することができる。

2 学士に関する事項は、中央委員会が、これを定める。

(私立大学の所轄)

第六十二条 私立の大学は、中央委員会の所轄とする。

第六十三条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第六十四条 大学院には、数個の研究科を置くことを常例とする。ただし、特別の必要がある場合においては、単に一個の研究科を置くものを大学院とすることができる。

第六十五条 大学院に入学できる者は、才五十六条才二項に規定する者とする。

(学位)

第六十六条 大学院を置く大学は、中央委員会の定めるところにより、博士その他の学位を授与することができる。

(名誉教授)

第六十七条 大学は、大学に学長、教授、助教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

(普及講座)

第六十八条 大学においては、普及事業及び普及講座の施設を設けることができる。

2 普及事業及び普及講座に関し必要な事項は、中央委員会が、これを定める。

(通信教育)

第六十九条 大学は、通信による教育を行うことができる。

2 通信による教育に関し必要な事項は、中央委員会規則で定めるものほか、当該大学の管理機関が、これを定める。

(短期大学)

第七十条 大学の修業年限は、当分の間才五十四条の規定にかかわらず、中央委員会の認可を受けて、二年又は三年とすることができる。

2 前項の大学は、短期大学と称する。

3 才一項の大学には、才六十条の規定は、これを適用しない。

(短期大学の修業年限の通算)

第七十一条 前条に規定する大学を卒業した者は、才五十四条に規定する大学に入学する場合に、その卒業した大学における修業年限を、中央委員会の定める基準により入学した大学の修業年限は通算することができる。

(準用規定)

第七十二条 才二十九条才八項の規定は、大学に、これを準用する。

第六章 特殊教育

第七十三条 盲学校、ろう学校又は養護学校は、それぞれ盲者、ろう者、又は精神薄弱、身体不自由その他心に故障のある者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補うために必要な知識技能を授けることを目的とする。

(盲、ろう、養護学校の部別)

第七十四条 盲学校、ろう学校及び養護学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要がある場合においては、その一のみを置くことができる。

2 盲学校、ろう学校及び養護学校には、幼稚園及び高等部を置くことができる。

(教科等)

第七十五条 盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教科又は幼稚園の

金に処する。
 (子女使用の義務違反の罪)
 第九十条 才十七条の規定に違反した者は、これを一千円以下の罰金に処する。
 (保護者の就学義務違反の罪)
 第九十一条 才二十四条一項又は才三十九条才一項の規定による義務履行の督促を受け、なお履行しない者は、これを四百円以下の罰金に処する。
 (学校の名稱使用違反の罪)
 第九十二条 才八十五才一項の規定に違反した者は、これを二百円以下の罰金に処する。

附則
 一 この立法は、一九五八年四月一日から施行する。
 二 この立法施行前にした教育法(一九五七年布令才百六十五号)に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 三 この立法施行の際、現に存する従前の規定による学校は、それぞれこの立法によつて設置された学校とみなす。
 四 この立法施行の際、現にその職にある校長で五年未満校長として勤務した者は、十年の任期制限にかかわらず満五年に達するまで、同一学校に継続勤務することができる。
 五 琉球大学については、別に立法がなされるまでは、なお従前の例による。

立法院の議決した社会教育法に署名し、ここに公布する。
 一九五八年一月十日
 行政主席 当間 重剛

○立法第四号
 社会教育法
 第一章 総則
 第一条 この立法は、教育基本法(一九五八年立法才一号)の精神に則り、社会教育に関する政府及び地方教育区、教育区及び連合教育区をいう。以下同じ。(一)の任務を明らかにすることを目的とする。
 (社会教育の定義)
 第二条 この立法で「社会教育」とは、学校教育法(一九五八年立法才三号)に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)をいう。
 (政府及び地方教育区の任務)
 第三条 政府及び地方教育区は、この立法及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべての住民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教育を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。

第二章 社会教育主事及び
 (社会教育主事又は社会教育主事補の設置)
 第十一条 文教局長及び連合教育区教育委員会事務局に社会教育主事を置く。
 2 教育区の教育委員会(以下「区委員会」という。)に社会教育主事又は社会教育主事補を置くことができる。
 (社会教育主事及び社会教育主事補の職務)
 第十二条 社会教育主事は、社会教育を行う者に、専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。
 2 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。
 (社会教育主事及び社会教育主事補の資格及び免許)
 第十三条 社会教育主事及び社会教育主事補の資格及び免許に必要事項は、別に立法をもつて定める。
 第三章 社会教育関係団体
 (社会教育関係団体の定義)
 第十四条 この立法で「社会教育関係団体」とは、法人であるか否かを問わす、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。
 (文教局長及び教育委員会との関係)
 第十五条 文教局長及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、

これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。
 2 文教局長及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。
 (政府及び地方教育区との関係)
 第十六条 政府及び地方教育区は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。
 第十七条 政府及び地方公共団体(教育区、連合教育区及び市町村をいう。以下同じ。)は、社会教育関係団体に対し、補助金を与えてはならない。ただし、社会教育上特に必要な事業に対しては、この限りでない。
 第十八条 文教局長及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作成及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。
 第四章 社会教育委員
 (社会教育委員の構成)
 第十九条 教育区に社会教育委員を置くことができる。
 2 社会教育委員は、次の各号に掲げるものの中から、区委員会が委嘱する。
 一 当該教育区の区域内に設置された各学校の長
 二 当該教育区の区域内に事務所を有する各社会教育関係団体において選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者

技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
 十 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
 十一 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
 十二 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
 十三 視覚聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
 十四 情報の交換及び調査研究に関すること。
 十五 その他才三条の任務を達成するために必要な事務
 (中央教育委員会の事務)
 第十六条 中央教育委員会(以下「中央委員会」という。)は、社会教育に関し、予算の範囲内において、前条各号の事務(才二号、才三号及び才五号の事務を除く。)その他法令によりその職務権限に属する事務を行う。
 (文教局長の事務)
 第十七条 文教局長は、社会教育に関し、次の事務を行う。
 一 法人の設置する公民館の設置及び廃止の届出に関すること。
 二 社会教育を行う者の研修に必要

な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
 三 社会教育に関する施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつぱりに関すること。
 四 地方委員会との連絡に関すること。
 五 青年学級の奨励に関すること。
 六 その他法令によりその職務権限に属する事項。
 (教育委員会と市町村の長との関係)
 第十八条 市町村の長は、その所掌事項に関する必要なる報告を提出し、視覚聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。
 2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要なる報告を提出し、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。
 第十九条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該市町村の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。
 (図書館及び博物館)
 第二十条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。
 2 図書館及び博物館に関し、必要な事項は、別に立法をもつて定める。

三 学識経験者
 3 前項に規定する委員の委員は、同項各号に掲げる者につき教育長が作成して提出する候補者名簿により行うものとする。
 4 教育委員会は、前項の規定により提出された候補者名簿が不適当であると認めるときは、教育長に対し、その再提出を命ずることができる。
 (社会教育委員と公民館運営協議委員会との関係)
 第二十条 公民館を設置する教育区にあっては、社会教育委員は、才三十二条に規定する公民館運営協議会の委員をもつて充てることができる。
 (社会教育委員の職務)
 第二十一条 社会教育委員は、社会教育に関し、教育長を経て教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 三 前二号の職務を行うために必要な調査を行うこと。
 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
 (社会教育委員の定数等)
 第二十二条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該区委員会規則で定める。

立法院の議決した社会教育法に署名し、ここに公布する。
 一九五八年一月十日
 行政主席 当間 重剛

○立法第四号
 社会教育法
 第一章 総則
 第一条 この立法は、教育基本法(一九五八年立法才一号)の精神に則り、社会教育に関する政府及び地方教育区、教育区及び連合教育区をいう。以下同じ。(一)の任務を明らかにすることを目的とする。
 (社会教育の定義)
 第二条 この立法で「社会教育」とは、学校教育法(一九五八年立法才三号)に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)をいう。
 (政府及び地方教育区の任務)
 第三条 政府及び地方教育区は、この立法及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべての住民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教育を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。

第四章 社会教育委員
 (社会教育委員の構成)
 第十九条 教育区に社会教育委員を置くことができる。
 2 社会教育委員は、次の各号に掲げるものの中から、区委員会が委嘱する。
 一 当該教育区の区域内に設置された各学校の長
 二 当該教育区の区域内に事務所を有する各社会教育関係団体において選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者

技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
 十 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
 十一 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
 十二 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
 十三 視覚聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
 十四 情報の交換及び調査研究に関すること。
 十五 その他才三条の任務を達成するために必要な事務
 (中央教育委員会の事務)
 第十六条 中央教育委員会(以下「中央委員会」という。)は、社会教育に関し、予算の範囲内において、前条各号の事務(才二号、才三号及び才五号の事務を除く。)その他法令によりその職務権限に属する事務を行う。
 (文教局長の事務)
 第十七条 文教局長は、社会教育に関し、次の事務を行う。
 一 法人の設置する公民館の設置及び廃止の届出に関すること。
 二 社会教育を行う者の研修に必要

第五章 公民館

(目的)

第二十三條 公民館は、教育区その他一定区域内の住民のために、実生活上に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十四條 公民館は、教育区が設置する。
前項の場合を除くは、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法才三十四條の規定により設立する法人(この章中以下「法人」という。)でなければ設置することができない。

(公民館の事業)

第二十五條 公民館は、才二十三條の目的達成のため、おおむね、次の事業を行う。ただし、この立法及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。
一 青年学級を実施すること。
二 定期講座を開講すること。
三 討論会、講演会、講習会、展示会等を開催すること。
四 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
五 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
六 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

七 その施設を住民の集会その他公共的利用に供すること。
第二十六條 公民館は、次の行為を行つてはならない。
一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用し、その他営利事業を援助すること。
二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
三 教育区の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の設置)

第二十七條 教育区が公民館を設置しようとするときは、区教育委員会規則(以下「区教育委員会規則」という。)で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。
第二十八條 教育区が、公民館を設置、又は廃止したときは、その旨を文書に報告しなければならない。
第二十九條 教育区が、公民館の設置及び廃止並びに設置者の変更は、あらかじめ、文教局長に届け出なければならない。

(公民館の職員)

第三十條 公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。
館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
第三十一條 教育区が設置する公民館の館長その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該区委員会が任命する。
前項の規定による館長の任命に關しては、区委員会は、あらかじめ、才三十三條に規定する公民館運営審議会の意見を聞かなければならない。

(公民館運営審議会)

第三十二條 公民館に公民館運営審議会を置く。
公民館運営審議会は、館長の諮問に應じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。
第三十三條 教育区が設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区委員会が委嘱する。
一 当該教育区の区域内に設置された各学校の長
二 当該教育区の区域内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、労働、社会事業等に関する団体又は機関で、才二十三條の目的達成に協力するものを代表する者
三 学識経験者

第三十四條 公民館を設置する教育区にあつては、公民館の維持運営のために、特別基本財産又は積立金を設けることができる。
第三十五條 公民館を設置する教育区にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。
第三十六條 公民館を設置する教育区にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。
第三十七條 政府は、公民館を設置する教育区に対し、予算の定めるところに従い、その施設及び運営に要する経費の補助その他必要な援助を行う。

第三十八條 前条の規定により政府が補助する場合の補助金の交付は、公民館を設置する教育区(この章中以下「教育区」という。)の経費の前年度における精算額を基準として行うものとする。
一 公民館における基本的な事業に要する経費
二 公民館に備えつる図書その他の教育設備に要する経費
三 前項各号の経費の範囲その他補助金の交付に關し必要な事項は、中央委員会規則で定める。
第四十條 政府は、公民館の運営その他に關し、その求めに応じて必要な指導及び助言を与えることができる。
(公民館の事業又は行為の停止)

附則

この立法は、一九五八年四月一日から施行する。

施行期

行政主席官房文書課

(共同印刷社印行)

第四十一條 公民館が才二十六條の規定に違反する行為を行つたときは、中央委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

(罰則)

第四十二條 前条の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は一万元以下の罰金に處する。
第六節 学校施設の利用
(適用範囲)
第四十三條 社会教育のために政府立又は公立の学校(この章中以下「学校」という。)の施設の利用に關しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第四十四條 学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認めるとき、その管理する学校の施設を社会教育のために利用し、供するよう努めなければならない。
前項において「学校の管理機関」とは、政府立学校にあつては中央委員会、公立学校にあつては地方委員会をいう。
(学校施設利用の許可)
第四十五條 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

(青年学級)

第四十六條 青年学級は、動労に従事し、又は従事しようとする青年に対し、実生活上に必要な職業又は家事に従事する知識及び技能を習得させ並びにその一般教養を向上させるため、小学校、中学校又は高等学校において開設する。
社会学級講座は、成人の一般的教育に關し、小学校又は中学校において開設する。
才一項に規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、政府又は地方教育区が負担する。

(施行規定)

第四十九條 この立法の施行に關し必要な事項は、中央委員会規則で定める。
附則
この立法は、一九五八年四月一日から施行する。
図書館、博物館に關する立法が施行されるまでの間、図書館、博物館に關しては、なお従前の例による。

施行期

行政主席官房文書課

(共同印刷社印行)